

R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事 (着手日指定型)

| 通し番号 | 図面番号 | 図 面 名 | 通し番号 | 図面番号 | 図 面 名 |
|------|----------|-------------------------|------|------|---------------------------|
| 01 | 共-00 | 表紙・図面目録 | 16 | E-09 | 幹線・動力設備 3階平面図(改修前・改修後) |
| 02 | 共-01・02 | 営繕工事共通仕様書(1)(2) | 17 | E-10 | 幹線・動力設備 ポンツーン平面図(改修前・改修後) |
| 03 | 共-03・04 | 営繕工事共通仕様書(3)(4) | 18 | E-11 | (参考)仮設分電盤構成表 |
| 04 | 共-05・06 | 営繕工事共通仕様書(5)(6) | 19 | E-12 | (参考)仮設電気設備 1・2階平面図 |
| 05 | 電特-01・02 | 電気設備工事特記仕様書(1)(2) | 20 | E-13 | (参考)揚重計画 |
| 06 | 電特-03・04 | 電気設備工事特記仕様書(3)(4) | 21 | E-14 | (参考)工事工程表 |
| 07 | 電特-05 | 電気設備工事特記仕様書(5) | 22 | E-15 | 支障物件確認図 |
| 08 | E-01 | 配置図・付近見取図 | | | |
| 09 | E-02 | 構内配電線路図(改修前・改修後) | | | |
| 10 | E-03 | 受変電設備 単線結線図・配電盤リスト(改修前) | | | |
| 11 | E-04 | 受変電設備 単線結線図・配電盤リスト(改修後) | | | |
| 12 | E-05 | 動力盤回路構成表 | | | |
| 13 | E-06 | パワーポスト仕様 | | | |
| 14 | E-07 | 幹線・動力設備 1階平面図(改修前・改修後) | | | |
| 15 | E-08 | 幹線・動力設備 2階平面図(改修前・改修後) | | | |

※E-01以降の工事名は、「R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事(着手日指定型)」に読み替えるものとする。

| 課 長 | 副 課 長 | 課長補佐 | 課長補佐 | 係 長 | 課 員 | 担 当 |
|-----|-------|------|------|-----|-----|-----|
| | | | | | | |

| | | | | |
|--|------------|---|-----------------|---|
| | 徳島県土整備部営繕課 | ●工事名 R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事(着手日指定型) | ●図面番号 共-00 | 阿波ミライズ設備設計 株式会社 <small>建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525(代)</small> |
| | 設計 R8.1 | 竣工 | ●図面名 表紙・図面目録 | ●縮尺 N. S |

・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等
- 発生材の処理等は、次により適正に行う。
 - 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
 - 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他の関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
 - 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
 - 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
 - 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
 - 空調機等の整備や撤去を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
 - 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書（様式3）、産業廃棄物は産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

- アスベスト
 - 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

- 既存の分析調査結果の貸与（あり・**なし**）
- 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）1.5.1及び関係法令により行うこと。
 - 事前調査は、建築物石綿含有建材調査者（特定、一般）、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。 ※同等の能力を有する者とは、（一社）日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
 - 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。
 - その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。
 - 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
 - 調査結果は3年間保存すること。
 - 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。
 - 表示、掲示は次のとおり行うこと。
 - 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
 - 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
 - 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
 - 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

- 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事（特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの）においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事のゆい工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン〔建築工事編〕」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。
- 資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において、コンクリート（二次製品を含む）、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、（一財）日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）すること。
- 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

- 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。
- 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。
- 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。
- 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。
- 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

 - 国又は地方公共団体が管理する場所（当該管理者が受領書を交付するもの）
 - 他の建設現場で利用する場合
 - ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

- 材料・製品等
 - 本工事に使用する建築材料、設備機材等（以下「建材等」という）は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。
 - 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員との承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿（最新版）」及び「設備機材等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

- 県産木材の原則使用
 - 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。
 - 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。
 - 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
 - (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。
- 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。
- 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。
- 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」）を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月 1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。
- 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。
- 県内産資材の原則使用
 - 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
 - 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- | |
|---|
| <p>県内産資材（次のいずれかに該当するもの）</p> <ul style="list-style-type: none">材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品 徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none">部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品（二次製品）であれば県内産資材として取り扱う。 県内企業が県外に立地した工場（自社工場）で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。 |
|---|
- 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等（以下、「県内企業調達建材等」という。）を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。
 - 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項に基づく許可を有する施設（同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。）で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。
 - アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。
 - 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

- 化学物質を発生する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、コリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 接着剤は、フル酸ジエーンプリル及びフル酸ジエー2ーエチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - 塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
 - ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

- 施工
 - 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
 - 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出した時、又は當番課へ問い合わせ、工事に遅滞のないようにすること。
 - 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
 - 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
 - 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
 - 設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
 - 試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

- 建設機械等
 - 排ガス対策型建設機械

本工事に使用する土工機械は、「排ガス対策型建設機械指定要領（平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号）」に基づき指定された排ガス対策型建設機械とする。ただし、排ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排ガス浄化装置を装着することで排ガス対策型建設機械と同等とみですが、これより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排ガス対策型建設機械あるいは排ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
 - 低騒音・低振動型建設機械

本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示 平成13年4月9日改正）」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
 - 特定自主検査

本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
 - 不正軽油の使用禁止

受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

- 遠隔臨場の試行
 - 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「營繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
 - 受注者は、当初請負対象金額（設計金額）が税込7千万円以上の場合において、「營繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

- 工事看板等
 - 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
 - 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリカド等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
 - 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真として提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事

工事名：R 8 宮織 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事（着手日指定型）

発注者は、本工事の発注に際し、以下の事項を遵守するものとする。

- ・当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりとしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- ① 当初請負対象金額（設計金額）1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（洋式トイレ）」を設置しなければならない。
- ② 当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。
- ③ 当初請負対象金額（設計金額）3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- ① 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

| 当初請負対象額 | 一般入札工事 | 低入札工事 |
|--------------|--------|-------|
| 3千万円未満 | － | 1回 |
| 3千万円以上5千万円未満 | － | 2回 |
| 5千万円以上1億円未満 | 1回 | 2回 |
| 1億円以上 | 2回 | 3回 |

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- ② 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- ③ 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- ④ 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- ⑤ 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- ① 電子納品：対象
- ② 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。

③ 提出書類

- ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
- ・工事写真（電子データ2部）
- ・使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
- ・保金に関する資料
- ・その他監督員が指示する図書（必要部数）

- ④ しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

- ⑤ 工事写真の電子データは完成写真、着事前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- ⑥ 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- ⑦ 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- ⑧ 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

24. デジタル工事写真の小黒板情報電子化

受注者は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）

- ① 対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
- ② 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
- ③ 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- ④ 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- ⑤ その他
・付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- ① 当初請負対象金額（設計金額）が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ② 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- ③ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- ④ 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む）が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- ① 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合（②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき）には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- ② 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。
- ③ 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

工事名：R 8 宮織 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事（着手日指定型）

発注者は、本工事の発注に際し、以下の事項を遵守するものとする。

- ④ 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」（以下「約款」という。）第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- ⑤ 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- ⑥ 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28. 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は（標仕〈1〉 1.1.3）により行う。なお、**監理指針〈1〉1.1.3を参考とする。**
 - ・ 自家用電気工作物の保安規程（ 本工事に関し定める ・ **既存施設の保安規程を適用（改修・増築等）**）
 - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金（ 本工事 ・ **別途** ）
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 技能士

技能士の適用については、次の技能検定作業（以下「作業」という。）のうち、各工事毎に適用する作業を指定するものとする。

技能士は、職業能力開発促進法による一級又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。技能士は適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。

技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等、県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

| 工事種目 | 技能検定職種 | 技能検定作業 |
|--------|---------------|--|
| 仮設 | とび | ・ とび作業 |
| 鉄筋 | 鉄筋施工 | ・ 鉄筋組立て作業 |
| コンクリート | コンクリート圧送施工 | ・ コンクリート圧送工事作業 |
| 型枠 | 型枠施工 | ・ 型枠工事作業 |
| 鉄骨 | 鉄工 | ・ 構造物鉄工作業 |
| 防水 | 防水施工 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニルシート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業・ ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 |
| タイル | タイル張り | ・ タイル張り作業 |
| 木 | 建築大工 | ・ 大工工事作業 |
| 屋根及びとい | 建築板金 かわらぶき | <ul style="list-style-type: none"> ・ 内外装板金作業 ・ かわらぶき作業 |
| 金属 | 建築板金 | ・ 内外装板金作業 |
| 左官 | 左官 | ・ 左官作業 |
| 建具 | 建具製作 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業 |
| | サッシ施工 | ・ ビル用サッシ施工作業 |
| | ガラス施工 | ・ ガラス工事作業 |
| 塗装 | 塗装 | ・ 建築塗装作業 |
| 内装 | 内装仕上げ施工 | <ul style="list-style-type: none"> ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 |
| | 表装 | ・ 表具作業 ・ 壁装作業 |
| 配管 | 配管 | ・ 建築配管作業 |
| 植栽 | 造園 | ・ 造園工事作業 |
| 機械設備 | 冷凍空調調和機器施工 | ・ 冷凍空調調和機器施工作業 |

（注）表中○印の入った作業に係る技能士を本工事で活用する。

3. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は、平日の執務中は原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ③ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ④ 本工事においては、8時30分～17時00分までの間で行うこと。
- ⑤ 前面道路は県道であるため、資材搬入等の際は施設管理者と協議し前面道路を専有しないこと。

4. 発生材の処理等

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

① 廃棄物の処理

産業廃棄物の種類毎に次の処分場を指定する。

| 種類 | 処分許可業者の会社名 (処分区分) | 優良 | 所在地 処分地 | 運搬距離 (km) | 処分費 (税抜、円) | 単位 |
|------------|----------------------|----|----------------------------------|--------------|---------------|----------------|
| コンクリート(無筋) | (株)エース | | 徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100 | 6.6 | 2,500 | t |
| アスファルト | (株)エース | | 徳島市論田町新開66-100 徳島市論田町新開66-100 | 6.6 | 1,900 | t |
| 金属(処分) | (株)旭金属 | ○ | 徳島市東沖洲1丁目12 徳島市東沖洲1丁目12 | 1.5 | 0 | t |
| 廃プラ | 徳島リサイクル工業(株) | ○ | 阿波市阿波町五明141-1 美馬市脇町宇西赤谷2351 | 41.9 | 17,000 | m ³ |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

（注）表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。
- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。

② 建設発生土の処理

- ・ **構外に搬出し適切に処理** ※土壌検査を本工事で（ **行う（1箇所）** ・ 行わない ） ・ 構内敷きならし
- ・ 構内の指示場所（図示）に集積

なお、民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によること。

[最終処分場の指定]※残土搬入前に下記処分場へ問合せ、受入れの可否について確認すること。

- ・ 処分場名： 松浦開発工業(株) ・ 所在地： 鳴門市撫養町木津字イケヤ谷1449番6他
- ・ 処分単価(税抜)： 1500 円 ・ 運搬距離： 16.1 kmを見込んでいます。

③ 有価材の処理

- ・ 有価材 （ 鉄骨・軽量鉄骨 ・ 鋼線 ・ ）
- ・ 古物商で適切に処理すること。

5. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。

6. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

| 品名 | 機材名・注記 |
|-----------|--|
| LED照明器具 | 一般屋内用に限る |
| 盤類 | 分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形) |
| 高圧機器 | 高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器 |
| 蓄電池 | ペント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池 |
| 交流無停電電源装置 | 常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) 常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型) |
| 太陽光発電装置 | パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。 |
| 監視カメラ装置 | |
| 中央監視制御装置 | 簡易形監視制御装置、監視制御装置 |

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕〈1〉1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

7. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査（支障物件の調査・確認を含む）及び工事関係者（施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等）との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

工事名：R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事（着手日指定型）

2章 共通工事

1. 耐震施工（参考図書：建築設備耐震設計・施工指針（2014年版））

- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。
- 設計用水平地震力
 - 機器の重量 (kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
 - 設計用鉛直地震力
 - 設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
 - 施設の種類、地域係数
 - 施設の種類（ **特定の施設** ・ 一般の施設 ） 地域係数（ **1.0** ・ 0.9 ）
 - 重要機器
 - （ **受配電盤・電灯分電盤・動力制御盤** ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・ 非常業務兼用ラック型アンプ ）
 - 設計用標準水平震度

| 設置場所 | 機器種別 | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|------------|---------|-------|------|-------|------|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、屋上及び塔屋 | 機器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水槽類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中層階 | 機器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 1階及び地下階 | 機器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水槽類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

- （注）
- 上層階の定義は次のとおりとする。
 - 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
 - 水槽類にはオイルタンク等を含む。
- ② 質量100kg以下の軽量な機器（標仕の適用を受けるものは除く）の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
- ③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。（ **電源中継盤** ・ **パワーポスト** ・ ）
- 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
 - 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。
- ② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。（ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く）

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
- ② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。

5. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

| 接地極の種類 | 記号 | 接地抵抗値 | 接地極の材料（寸法mm） |
|------------------|----------|--------|--------------------------------------|
| ・ 共同接地（A・C・D種） | EA・C・D | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ・ 共同接地（A・B・C・D種） | EA・B・C・D | Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ○ A種 | EA | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ○ B種 | EB | Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×2連—2組 |
| ○ C種 | EC | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ○ D種 | ED | 100Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×1 |
| ○ ELCB用 | EELCB | Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×1 |
| ・ 雷保護用 | ELA | Ω以下 | ・ EP—0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連— 組 |
| ○ 高圧避雷器用 | ELH | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ・ 交換機陽極用 | Et | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—1組 |
| ・ 本配線盤保安装置用 | EAt | 10Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×3連—2組 |
| ・ 拡声増幅器用 | EDt | 100Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×1 |
| ・ 各種通信機器用 | EDa | 100Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×1 |
| ・ 保安器用 | ELt | 100Ω以下 | EB（D=14又はW=40）×1 |
| ○ 測定用補助 | E0 | — | EB（D=14又はW=30）×1 |

（備考） EBの長さは、D=14の場合は1,500、W=30の場合は900、W=40の場合は1,200とする。
接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

工事名：R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事（着手日指定型）

6. その他共通事項

- ① 配管工事
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 - 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
 - 屋外の防水形プルボックスは、（ ステンレス製 ・ **鋼板製** ・ 樹脂製 ）とし、（ メラミン焼付塗装 ・ **溶融亜鉛めっき** ・ 無塗装 ）とする。
 - 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- ② 配線工事
- 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。
- ③ 塗装工事
- 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
- 図面に記載なきフラッシュプレート材質は、新金属製とする。
- ⑤ 支持金物等
- 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製（HDZT49以上）及び溶融亜鉛めっき（HDZT49）と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ⑥ 用途別表示
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種類、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
- なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑦ その他
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 既存電力利用（ **出来る** ・ 出来ない ）、電力料金（ **有償** ・ 無償 ）
 - 既存用水利用（ **出来る** ・ 出来ない ）、用水料金（ **有償** ・ 無償 ）
- ② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
- 同用地は、（ **図示の場所に** ・ 用意していないので業者にて ）設けること。
 - 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
- ③ 交通誘導員の配置
- 交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に配置すること。
- 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ **義務付けられていない** ）
 - 警備員は、延 1 人（昼 1 人、夜 人；うち検定合格警備員 人）を見込んでいる。
 - 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
 - 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
 - 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

2. 土工事

- ① 根切り
- 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。

なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
- ② 埋め戻し及び盛土
- 使用土はB種とし、機器により締め固める。

ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。

③ 地均し

- 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
- 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

3. 地業工事

① 砂利・砂・割り石及び捨コンクリート地業等

- 材料は、市場品とする。
- 砂利及び砂地業
 - 砂利は、再生クラッシュランとし、使用箇所は図示による。

| 種別 | 厚さ | 粒度範囲 |
|---------|-------|------|
| クラッシュラン | 図示による | C-40 |

- 締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検査し監督員の承諾を得ること。
- 捨コンクリートは、無筋コンクリート（スラブ15cm、設計基準強度18N/mm2）とし、厚さは図示による。

4. 鉄筋工事

① 材料

- 鉄筋は、鉄筋コンクリート用棒鋼（JIS G 3112）のSD295とし、径は図示による。
- 溶接金網は、溶接金網及び鉄筋格子（JIS G 3551）とし、形状、寸法及び径は図示による。

② 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

③ 鉄筋の継手及び定着

- 鉄筋の継手は重ね継手とする。
- 鉄筋の継手の位置は図示による。
- 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

④ 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、建標仕参考図[1節—基礎及び基礎梁の配筋]～[7節—梁貫通孔その他配筋]による。

⑤ 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

5. コンクリート工事

① 一般事項

1) コンクリートの種別

- I 類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）

2) 設計基準強度

| コンクリートの種類 | 設計基準強度 Fc(N/mm2) | 調合管理強度 Fr(N/mm2) | スラブ (cm) | 強度試験の 有無 | 適用箇所 |
|-----------|---------------------|---------------------|-------------|-------------|-------|
| 普通コンクリート | 21 | 21 | 18 | 有 | 電源中継盤 |
| | | | | | |
| | | | | | |

3) 構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度(Fc)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。

なお、構造体強度補正值(S)は建標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

4) コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

- 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、JIS工場で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

4章 受変電設備

1. 変圧器

① 規格

- JEM 1500「特定エネルギー消費機器対応の油入変圧器における基準エネルギー消費効率」
- JEM 1501「特定エネルギー消費機器対応のモールド変圧器における基準エネルギー消費効率」

② ダイヤル温度計は、最高温度指針付とする。

2. その他

① 表示灯及び盤内照明器具はLEDとする。

5章 構内配電(通信)線路

1. 施工方法

① 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。

② 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。

③ 配管引込部の地盤変位対応種別(標準図 電力31、32) 沈下量(・ 0.6m以下 ・ 1.0m以下)

2. マンホール・ハンドホール

① 蓋の記号表示は鑄型流込みによるものとし、(電力 ・ ・ 通信 ・)を表示する。

② ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。

3. 埋設標識シート

高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。

- ・ 外灯配線
- 外部からの通信引込み経路 ・ 建物間の通信配線 ・ 外部通信機器の通信配線

6章 その他

1. 配線記号等

① EM-EFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。

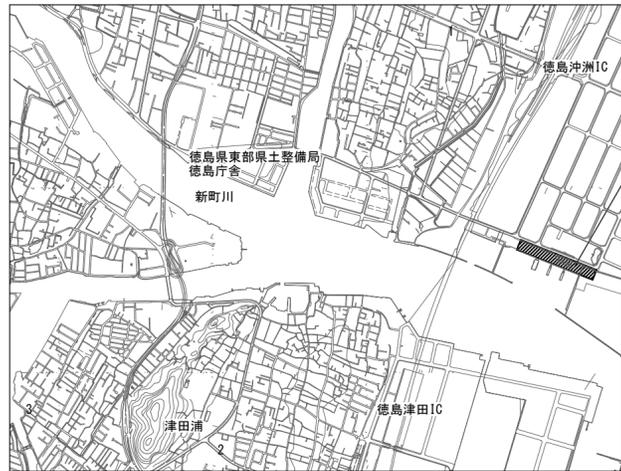
② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。

(G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。

(16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。

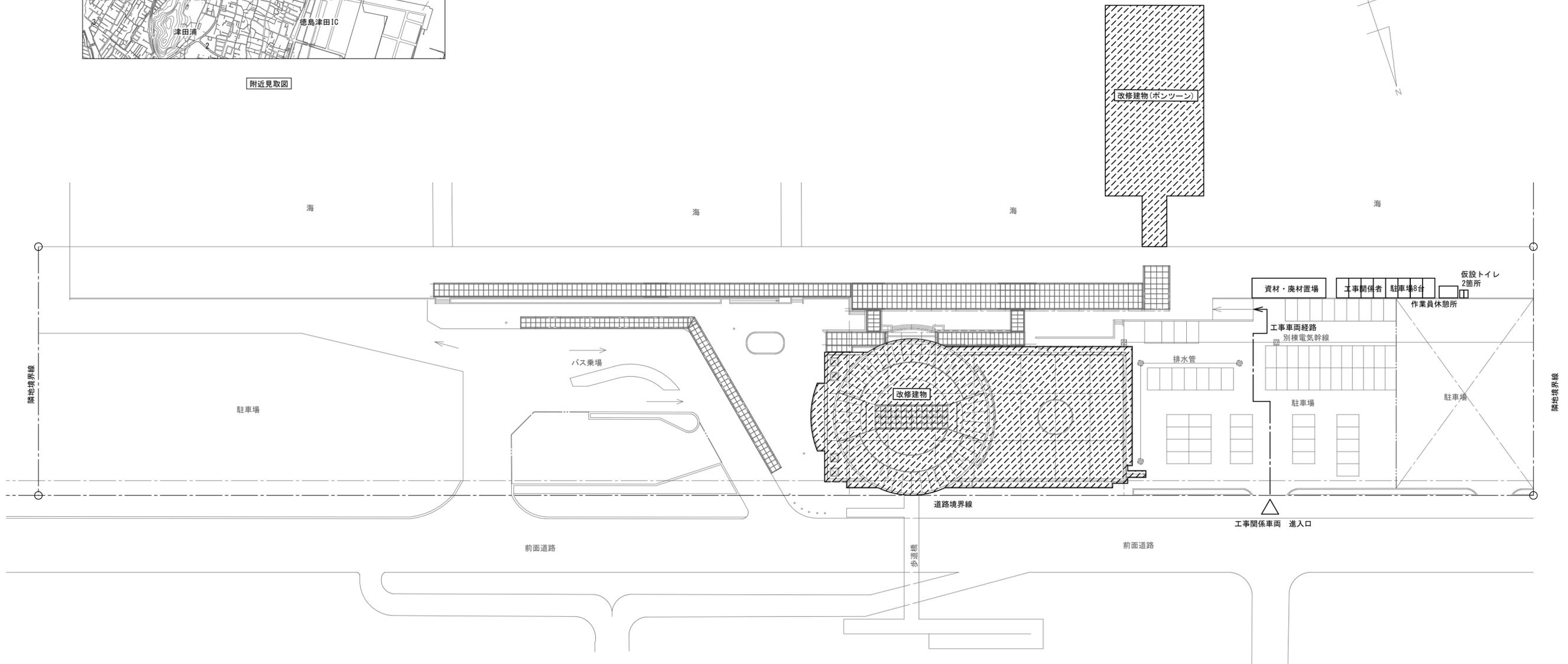
(19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。

③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。



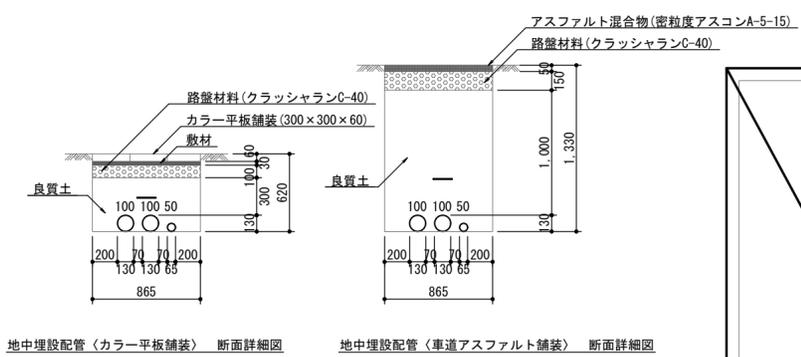
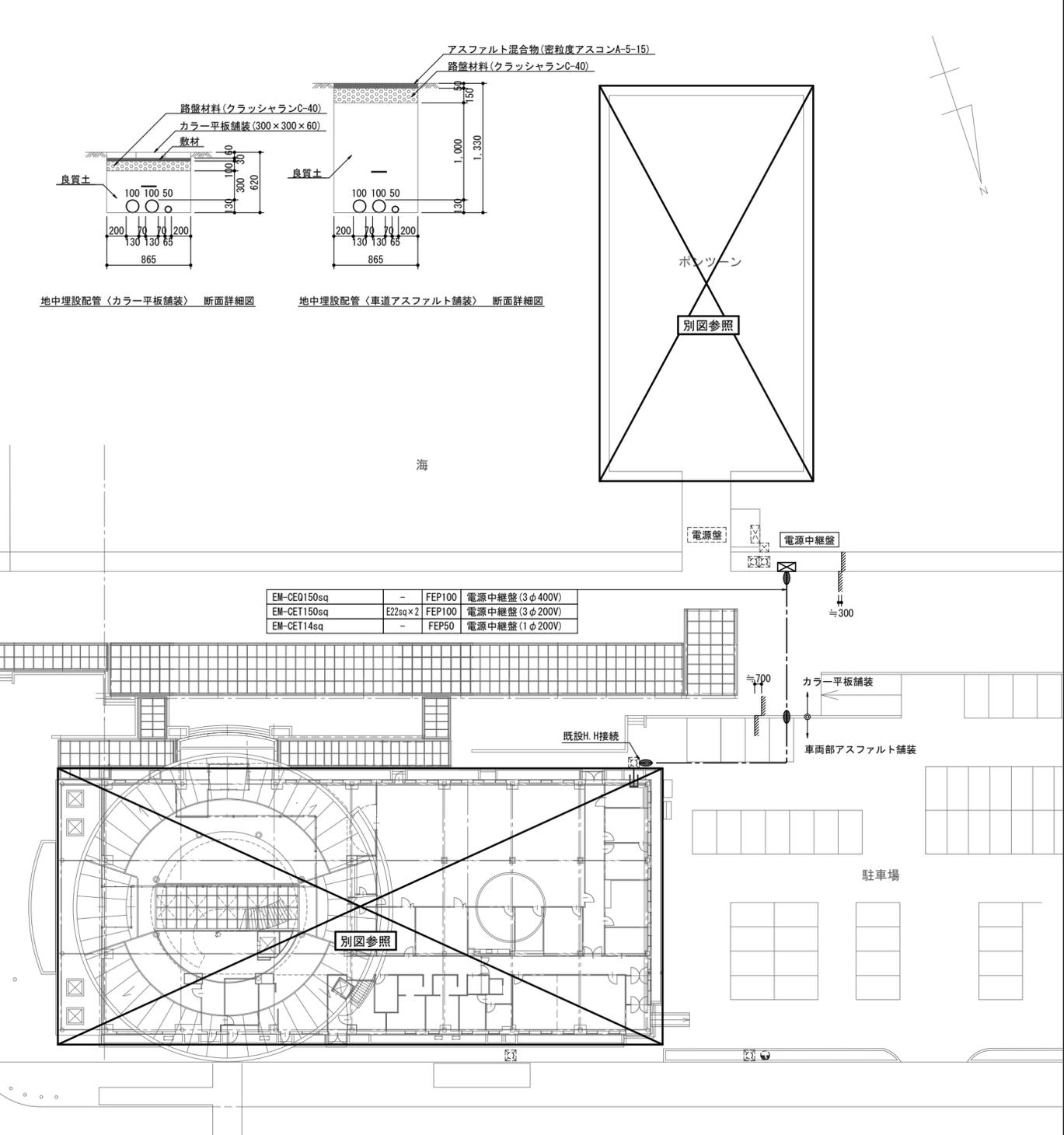
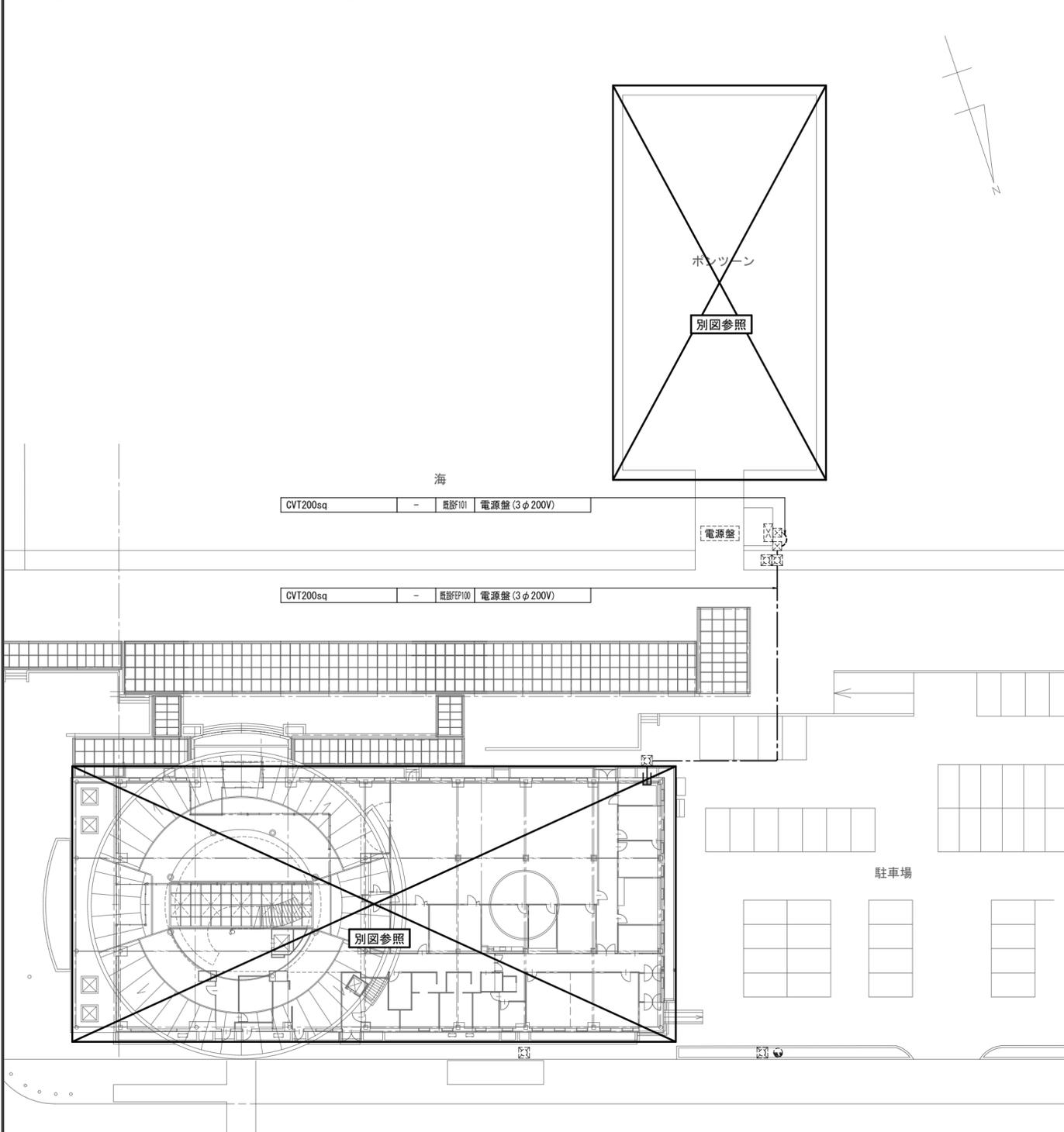
附近見取図

工事場所
徳島県徳島市東沖洲2丁目14番地
沖洲マリンターミナル



配置図 1/600

| | | | | | |
|----|------|------------|---|---------------|---|
| | | 徳島県土整備部営繕課 | ●工事名 R8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 受変電設備改修工事 | ●図面番号 E-01 | 阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目40番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代) |
| 設計 | R8.1 | 竣工 | ●図面名 配置図・付近見取図 | ●縮尺 1/600 | |



| | | | |
|----------|---|--------|--------------|
| CVT200sq | - | 電線F101 | 電源盤 (3φ200V) |
| CVT200sq | - | 電線F100 | 電源盤 (3φ200V) |

| | | | |
|-------------|---------|--------|----------------|
| EM-CE0150sq | - | FEP100 | 電源中継盤 (3φ400V) |
| EM-CET150sq | E22sq×2 | FEP100 | 電源中継盤 (3φ200V) |
| EM-CET14sq | - | FEP50 | 電源中継盤 (1φ200V) |

| 記号 | 名称 | 規格・仕様 |
|----|--------|-------|
| ☑ | ハンドホール | 既設 |
| ☒ | ブルボックス | 既設 |
| | | |
| | | |

特記事項

- 特記事項の適用範囲は構内配電線路図に関する図面とする。
- 太線は撤去を示し、細破線は残置を示す。但し、埋設配管および保護管は残置とする。

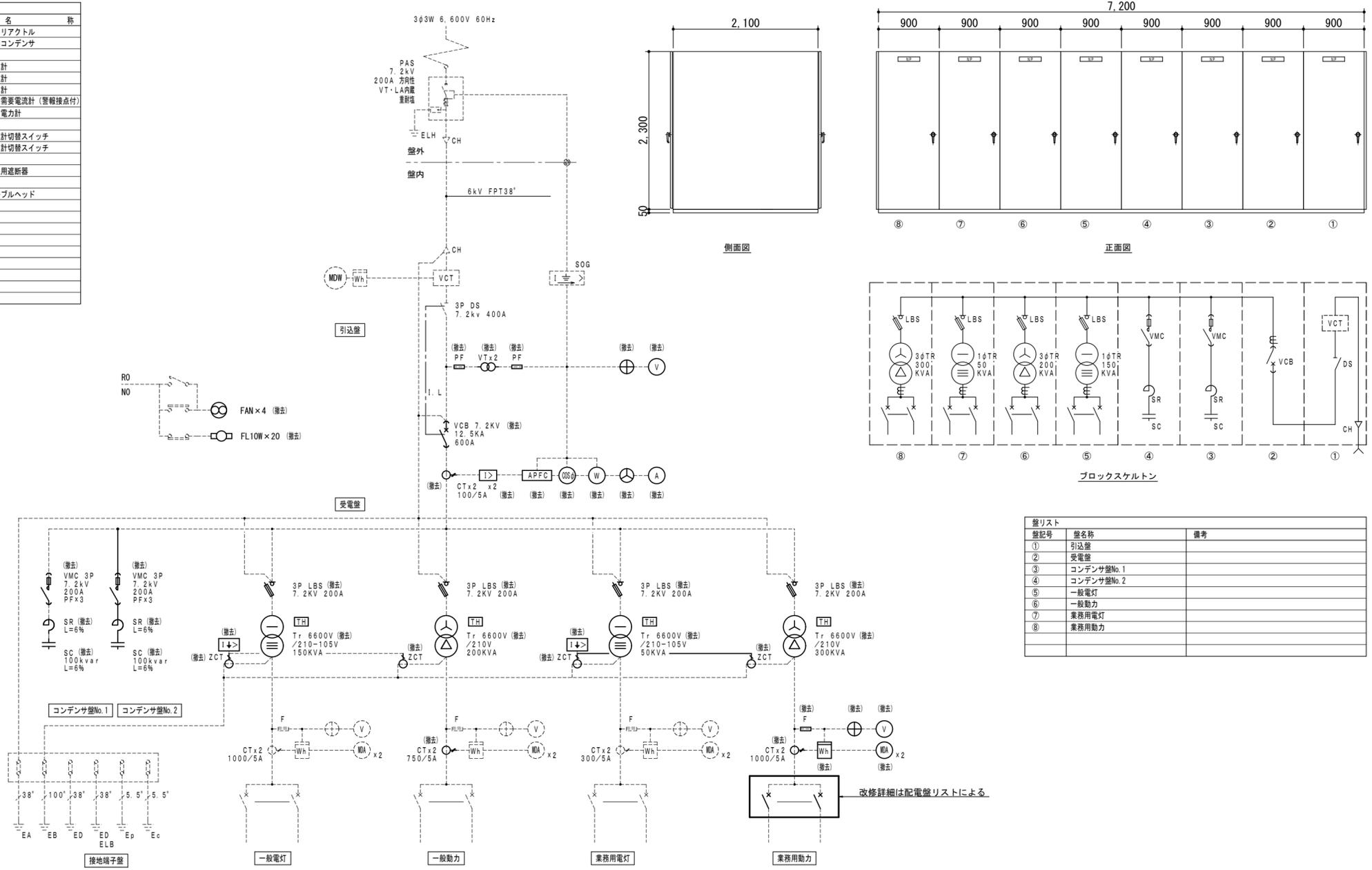
| 記号 | 名称 | 規格・仕様 |
|----|-------|-------------------------|
| ● | 機械はつり | よう壁200mm以下、φ150×2、φ75×1 |
| | | |
| | | |

特記事項

- 特記事項の適用範囲は構内配電線路図に関する図面とする。
- 太線は新設を示し、細破線は既設流用を示す。

| 凡例 | 記号 | 名称 | 記号 | 名称 |
|-----|------|-----------|------|-----------------|
| PAS | SR | 高圧気中開閉器 | SR | 直列リアクトル |
| DS | SC | 断路器 | SC | 進相コンデンサ |
| VCB | V | 真空遮断器 | V | 電圧計 |
| LBS | W | 高圧負荷開閉器 | W | 電力計 |
| VCS | A | 高圧真空電磁接触器 | A | 電流計 |
| TR | MDA | 変圧器 | MDA | 最大需要電流計 (警報接点付) |
| | Wh | | Wh | 取引電力計 |
| VCT | ⊕ | 計器用変圧器 | ⊕ | 電流計切替スイッチ |
| VT | ⊕ | 計器用変圧器 | ⊕ | 電圧計切替スイッチ |
| CT | ⊕ | 変流器 | ⊕ | 電圧計切替スイッチ |
| ZCT | MCCB | 零相変流器 | MCCB | 配線用遮断器 |
| PF | CH | 限流ヒューズ | CH | ケーブルヘッド |
| F | | ヒューズ | | |

| その他改修内容 | | |
|---------|----|----|
| 項目 | 撤去 | 残置 |
| 箱体 | | ○ |
| 端子台 | | ○ |
| 電線・ケーブル | | ○ |
| BUSバー | | ○ |
| 配線の無いもの | | ○ |



| 盤リスト | 盤名称 | 備考 |
|------|------------|----|
| ① | 引込盤 | |
| ② | 受電盤 | |
| ③ | コンデンサ盤No.1 | |
| ④ | コンデンサ盤No.2 | |
| ⑤ | 一般電灯 | |
| ⑥ | 一般動力 | |
| ⑦ | 業務用電灯 | |
| ⑧ | 業務用動力 | |

| 受電設備 機器仕様 | |
|-----------|--------------------------|
| 受電電圧 | 6.6kV |
| 周波数 | 60Hz |
| 引込ケーブル | 6kV FPT38mm ² |
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 主遮断装置 | 高圧交流遮断器 |
| 遮断器種類 | VCB |
| 定格電流 | 600A |
| 定格遮断電流 | 12.5kA以上 |
| 操作方式 | 電氣操作方式 |
| 引外し方式 | 直流電圧引外し方式 |

| コンデンサ盤 | |
|--------|---|
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 面数 | 4面 |
| 相線 | 単相 三相3線 |
| 電圧 | 6,600/210-105V 6,600/210V |
| 総容量 | 200kVA 500kVA |
| 絶縁方式 | 油入 |
| 台数 | 150kVA×1台 300kVA×1台 50kVA×1台 200kVA×1台 |
| 備考 | 防振ゴム付 |

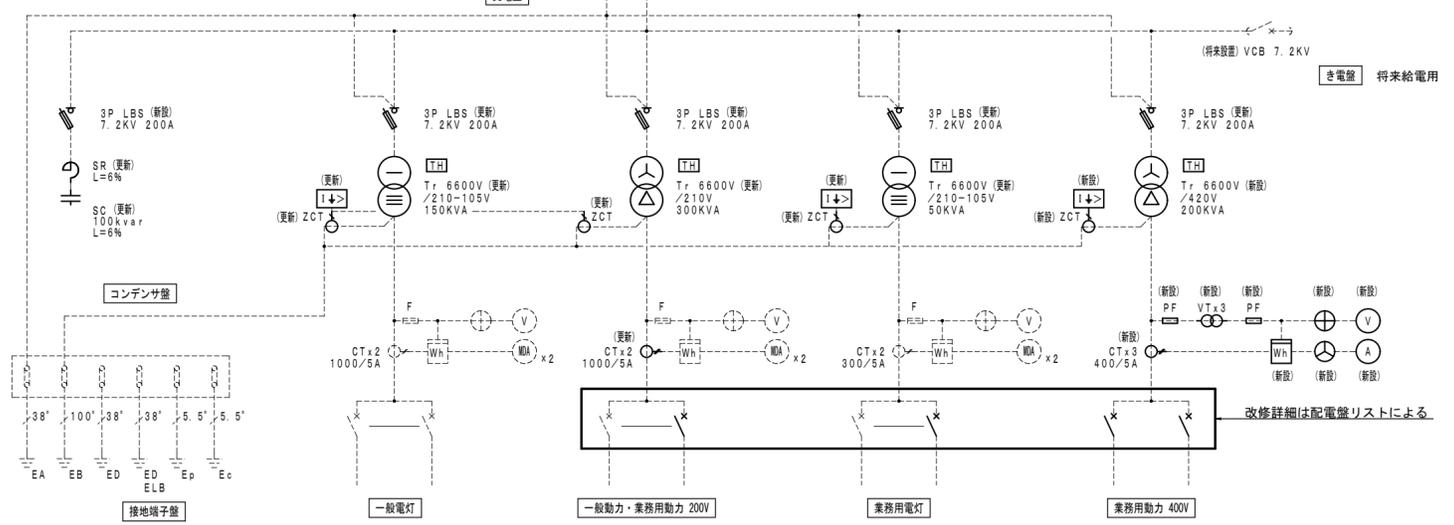
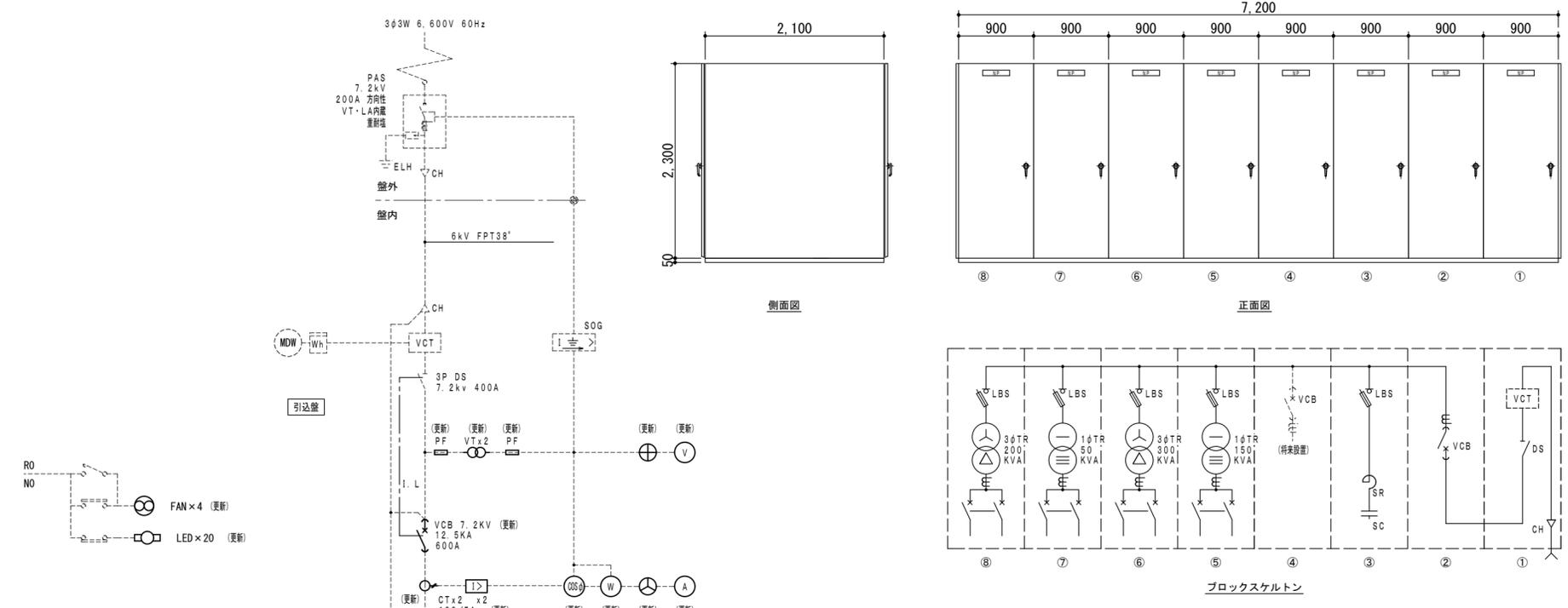
| その他 | |
|----------------------------------|--|
| (特記事項) | |
| 1. 実線は撤去を示し、破線は既設用を示す。 | |
| 2. 電気工作保守委託事業者設置の監視装置の移設等は別途とする。 | |

| 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負荷容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負荷容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負荷容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | | | | | | | |
|------|------------|-----------------|---------------------|--------|-------------|------------|------|--------------------|---------------------|-------|-------------|-------|------|-----------------|---------------------|------------|-------|------|------------|------------|------------|---------|---------|------|
| 一般電灯 | L1 | 3P 400/300 | | L-1 | | 一般動力 | P1 | 3P 50/30 | | 消火ポンプ | 不燃区画・耐熱プレーカ | 業務用電灯 | | 3P 225/150 | | ボンツーン照明 | 業務用動力 | | 3P 400/300 | | ボンツーン動力 | (撤去) | | |
| | L2 | 3P 225/200 | | L-1 | | | P2 | 3P 50/30 | | M-1 | | | | | 3P 100/75 | | | 岸壁照明 | | 3P 225/225 | | ボンツーン動力 | (撤去) | |
| | L3 | 3P 225/150 | | TLP-1 | | | P3 | 3P 400/350 | | M-2 | | | | | | 3P 100/100 | | | タクシールーム照明 | | 3P 225/225 | | ボンツーン動力 | (撤去) |
| | L4 | 3P 225/225 | | L-2 | 遮断器二次側 [Wh] | | P4 | 3P 400/350 | | M-2 | | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 | | 3P 225/225 | | ボンツーン動力 | (撤去) |
| | L5 | 3P 225/150 | | LP-3 | | | P5 | 3P 225/100 | | M-2 | | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 | | 3P 225/225 | | 予備 | (撤去) |
| | L6 | 3P 100/75 | | CD-1 | 遮断器二次側 [Wh] | | P6 | 3P 100/75 | | M-3 | | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 | | 3P 225/225 | | 予備 | (撤去) |
| | L7 | 3P 225/225 | | 負荷名称なし | ブレーカ入 | | P7 | 3P 100/75 | | TLP-1 | | | | | | | | | | | | | | |
| | L8 | 3P 225/225 | | 予備 | | | P8 | 3P 50/50 | | ELV | | | | | | | | | | | | | | |
| | L9 | 3P 50/30 | | H-1 | | | P9 | 3P 225/200 | | LP-3 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2P 50/20 | | LGR・DGR・APFC | | | 3P 225/225 | | 予備 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2P 50/20 | | 壁内電源 カドニカ(直流電源装置) | | | 3P 60/60 | | あいぼーと徳島電灯(L-1-1)送り | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 3P 125/100 | | あいぼーと徳島電灯(L-1-1)送り | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 凡例 | 記号 | 名称 | 記号 | 名称 |
|--------|------|-----------|-----------------|----|
| PAS | SR | 高圧気中開閉器 | 直列リアクトル | |
| DS | SC | 断路器 | 進相コンデンサ | |
| VCB | V | 真空遮断器 | 電圧計 | |
| LBS | W | 高圧負荷開閉器 | 電力計 | |
| VCS | A | 高圧真空電磁接触器 | 電流計 | |
| TR | MDA | 変圧器 | 最大需要電流計 (警報接点付) | |
| | Wh | | 取引電力計 | |
| VCT | VT | 計器用変圧器 | 電圧計切替スイッチ | |
| VT | ⊕ | 計器用変圧器 | 電圧計切替スイッチ | |
| CT | ⊕ | 変流器 | 電圧計切替スイッチ | |
| ZCT | MCCB | 常相変流器 | 配線用遮断器 | |
| | | | | |
| PF | CH | 限流ヒューズ | ケーブルヘッド | |
| F | | ヒューズ | | |
| | | | | |
| [I>] | | 過電流継電器 | | |
| [L→] | | 地絡方向継電器 | | |
| [LGR] | | 低圧地絡継電器 | | |
| [APFC] | | 自動力率制御装置 | | |
| [Tm] | | ダイヤル温度計 | | |

その他改修内容

| 項目 | 更新 | 既設流用 |
|---------|----|------|
| 箱体 | | ○ |
| 端子台 | | ○ |
| 電線・ケーブル | | ○ |
| BUSバー | | ○ |
| 記載のないもの | | ○ |



盤リスト

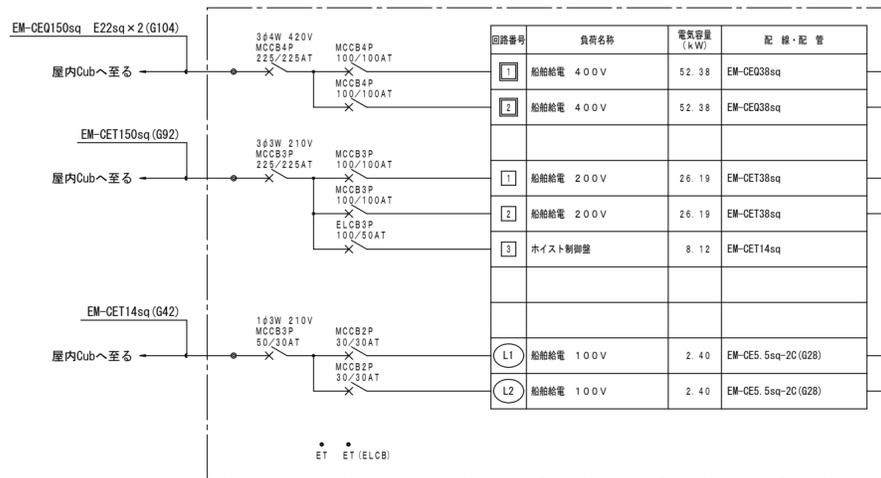
| 盤記号 | 盤名称 | 備考 |
|-----|-----------------|--------|
| ① | 引込盤 | |
| ② | 受電盤 | |
| ③ | コンデンサ盤 | NP貼り替え |
| ④ | き電盤 | NP貼り替え |
| ⑤ | 一般電灯 | |
| ⑥ | 一般動力・業務用動力 200V | NP貼り替え |
| ⑦ | 業務用電灯 | |
| ⑧ | 業務用動力 400V | NP貼り替え |

受電設備 機器仕様

| | |
|--------|--------------------------------------|
| 受電電圧 | 6.6kV |
| 周波数 | 60Hz |
| 引込ケーブル | 6kV FPT38mm ² |
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 主遮断装置 | 高圧交流遮断器 |
| 遮断器種類 | VCB |
| 定格電流 | 600A |
| 定格遮断電流 | 12.5kA以上 |
| 操作方式 | 電氣操作方式 |
| 引外し方式 | 直流電圧引外し方式 |
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 主遮断装置 | 高圧交流遮断器 (将来設置) |
| 遮断器種類 | VCB (将来設置) |
| 定格電流 | |
| 定格遮断電流 | |
| 操作方式 | |
| 引外し方式 | |
| 段数、面数 | 1段積み 2段積み |
| | 1面 |
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 面数 | 4面 |
| 相線 | 単相 三相3線 三相4線 |
| 電圧 | 6.600/210-105V 6.600/210V 6.600/420V |
| 容量 | 200kVA 300kVA 200kVA |
| 絶縁方式 | モールド* モールド* モールド* |
| 台数 | 150kVA×1台 300kVA×1台 200kVA×1台 |
| 備考 | 防塵ゴム付 |
| 配電盤形式 | 屋内キュービクル式配電盤 |
| 面数 | 1面 |
| 保護装置 | 高圧交流遮断器 |
| 電磁接触器 | VMC (真空式, AC3以上, 5号, 常時閉磁式) |
| コンデンサ | |
| 回路電圧 | 7.2kV |
| 定格容量 | 100kvar |
| 絶縁方式 | 油入式 |
| 台数 | 1台 |
| リアクタンス | 6% |
| 絶縁方式 | モールド |
| 台数 | 1台 |

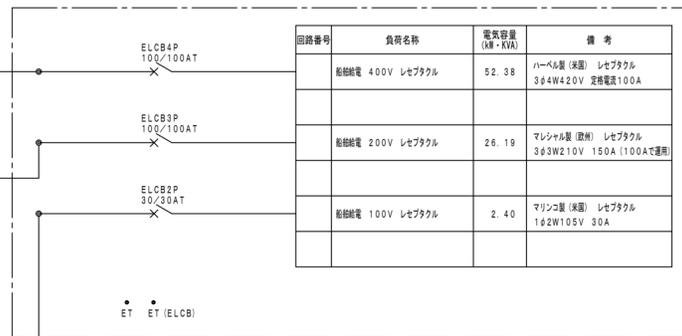
- (特記事項)
- 実績は更新を示し、破線は既設流用を示す。
 - 電気工作物保守委託事業者設置の監視装置の移設等は別途とする。

| 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | 盤名称 | 回路番号 | 配線用遮断器 AF/AT | 負容量 (参考) kVA・kW | 負荷名称 | 備考 | |
|------|------------|--------------|--------------------|--------|-------------|-----------------|-------|--------------------|-----------------|-------|-----------------------|-------|------|--------------|-----------------|---------|------------|-----------|
| 一般電灯 | L1 | 3P 400/300 | | L-1 | | 一般動力・業務用動力 200V | P1 | 3P 50/30 | | 消火ポンプ | 不燃区画・前熱ブレーカ | 業務用電灯 | | 3P 225/150 | | ボンツーン照明 | 業務用動力 400V | |
| | L2 | 3P 225/200 | | L-1 | | | P2 | 3P 50/30 | | M-1 | | | | | 3P 100/75 | | | 岸壁照明 |
| | L3 | 3P 225/150 | | TLP-1 | | | P3 | 3P 400/350 | | M-2 | | | | | 3P 100/100 | | | タクシールーム照明 |
| | L4 | 3P 225/225 | | L-2 | 遮断器二次側 [Wh] | | P4 | 3P 400/350 | | M-2 | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 |
| | L5 | 3P 225/150 | | LP-3 | | | P5 | 3P 225/100 | | M-2 | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 |
| | L6 | 3P 100/75 | | CD-1 | 遮断器二次側 [Wh] | | P6 | 3P 100/75 | | M-3 | | | | | 3P 225/225 | | | 予備 |
| | L7 | 3P 225/225 | | 負荷名称なし | ブレーカ入 | | P7 | 3P 100/75 | | TLP-1 | | | | | 3P 100/30 | | | 船舶給電 (増設) |
| | L8 | 3P 225/225 | | 予備 | | | P8 | 3P 50/50 | | ELV | | | | | | | | |
| | L9 | 3P 50/30 | | H-1 | | | P9 | 3P 225/200 | | LP-3 | | | | | | | | |
| | 2P 50/20 | | LGR・DGR・APFC | | | 3P 225/225 | | 予備 | | | | | | | | | | |
| | 2P 50/20 | | 壁内電源 カドニカ (直流電源装置) | | | 3P 60/60 | | あいぼーと徳島電灯 (L-1) 送り | | | | | | | | | | |
| | 3P 125/100 | | あいぼーと徳島電灯 (L-1) 送り | | | 3P 225/225 | 60.50 | 船舶給電・巻上ウインチ | | | ※取付スペースがない場合は業務用電灯に取付 | (増設) | | | | | | |



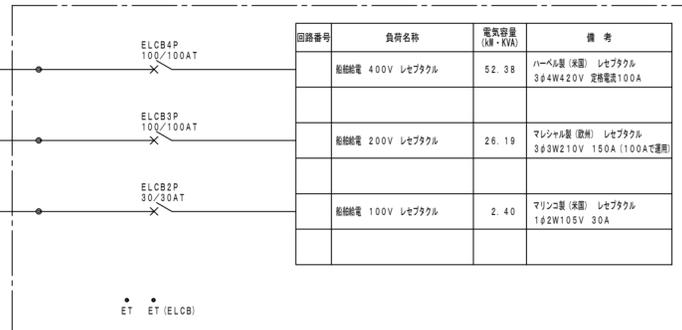
電源中継盤 結線図

| 分電盤名称 | | 電源中継盤 | | |
|----------|--------|---|---------|-----------|
| キャビネット形式 | | T (WP) | | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | | |
| | 相線 | 3φ3W | 3φ3W | 1φ3W |
| | 電圧 | 400V | 200V | 200V-105V |
| 負荷容量 | | 104.76kW | 60.50kW | 4.80kVA |
| | 定格電流 | 225A | 225A | 50A |
| 主幹器具 | 定格遮断容量 | - | - | - |
| | 備考 | 参考寸法 幅900mm×高さ1500mm×深さ400mm キャビネットはステンレス製 標準色塗装とする。 | | |



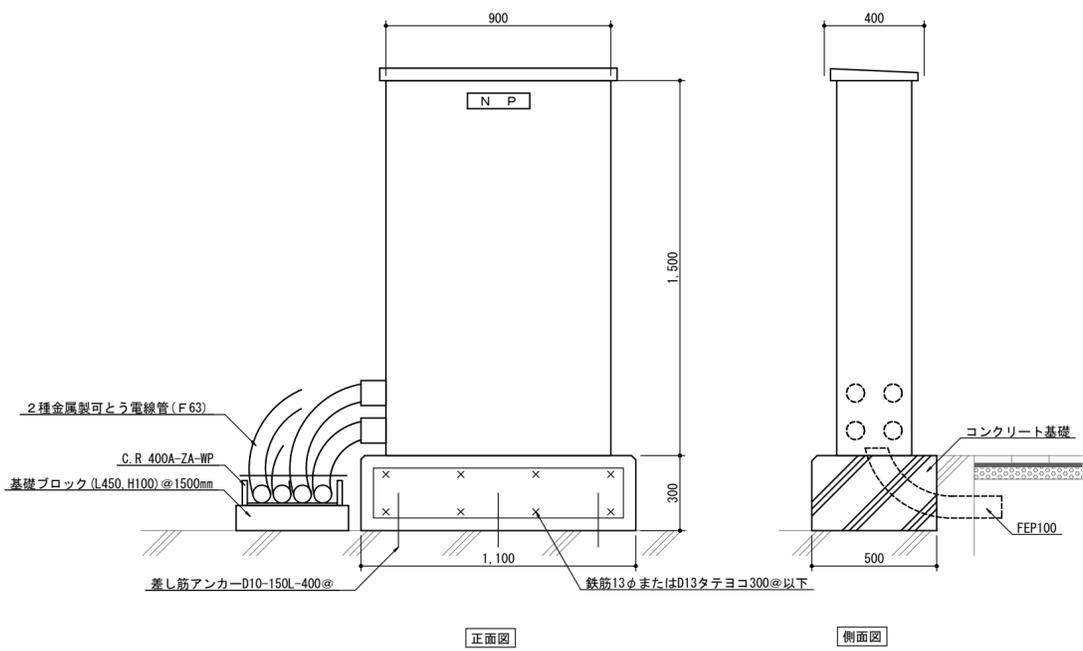
パワーポスト1

| 分電盤名称 | | パワーポスト1 | | |
|----------|--------|--------------------|---------|-----------|
| キャビネット形式 | | T (WP) | | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | | |
| | 相線 | 3φ3W | 3φ3W | 1φ3W |
| | 電圧 | 420V | 210V | 210V-105V |
| 負荷容量 | | 52.38kW | 26.19kW | 2.40kVA |
| | 定格電流 | - | - | - |
| 主幹器具 | 定格遮断容量 | - | - | - |
| | 備考 | 詳細は図面「パワーポスト仕様」を参照 | | |

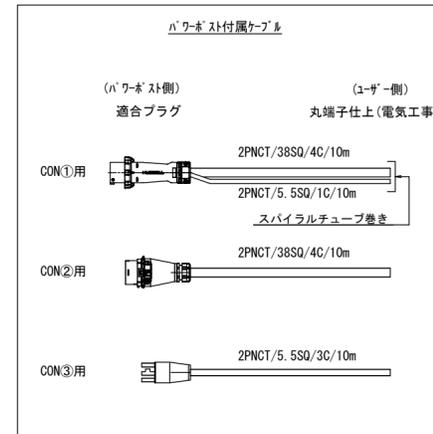
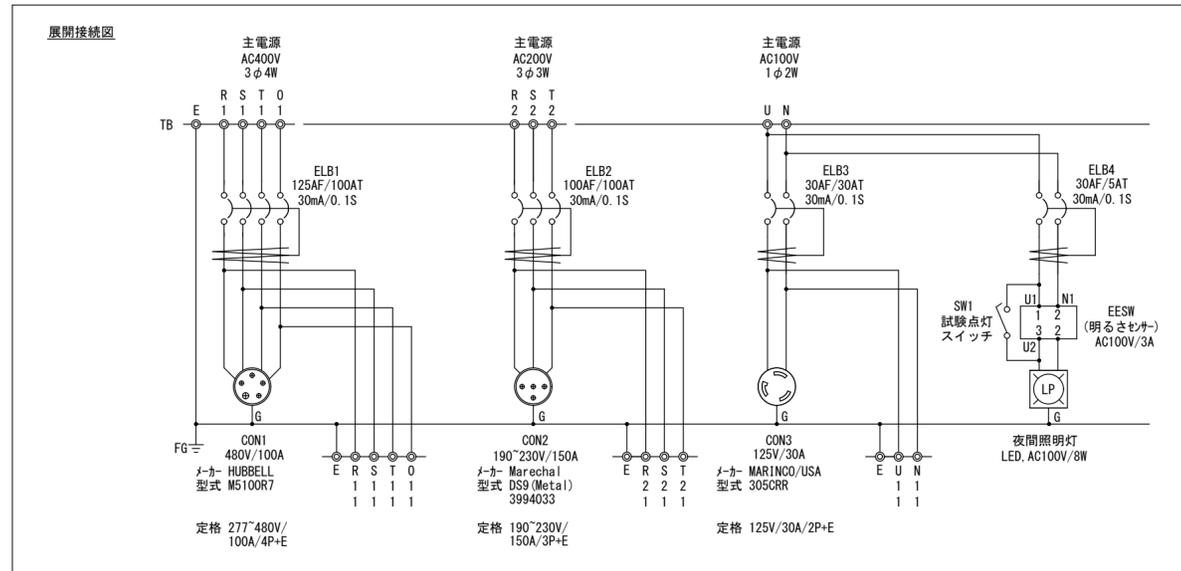
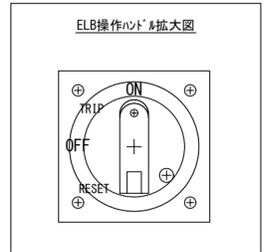
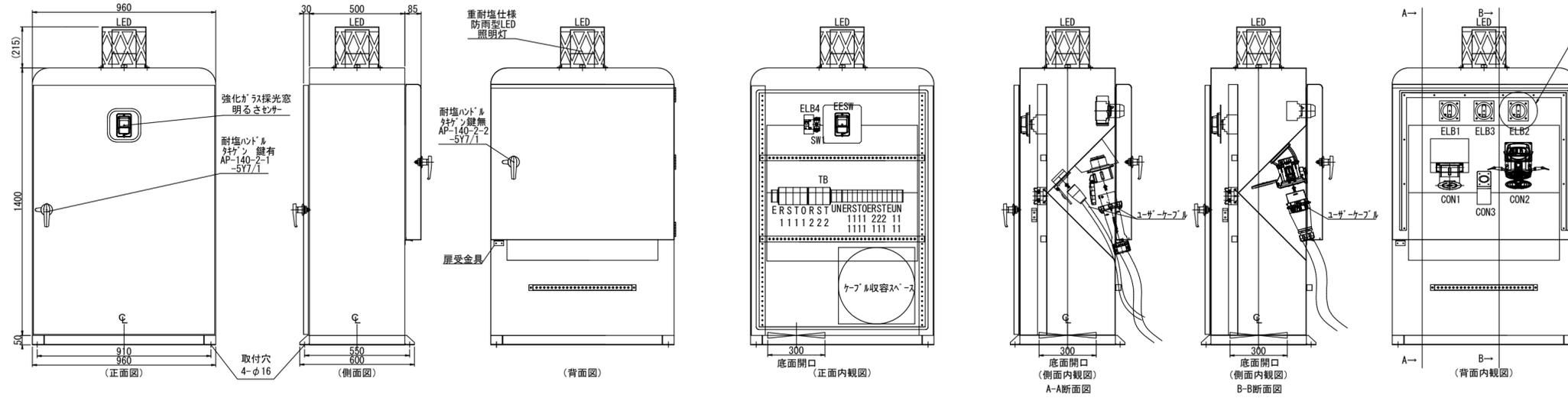


パワーポスト2

| 分電盤名称 | | パワーポスト2 | | |
|----------|--------|--------------------|---------|-----------|
| キャビネット形式 | | T (WP) | | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | | |
| | 相線 | 3φ3W | 3φ3W | 1φ3W |
| | 電圧 | 420V | 210V | 210V-105V |
| 負荷容量 | | 52.38kW | 26.19kW | 2.40kVA |
| | 定格電流 | - | - | - |
| 主幹器具 | 定格遮断容量 | - | - | - |
| | 備考 | 詳細は図面「パワーポスト仕様」を参照 | | |



電源中継盤 外形図(参考)



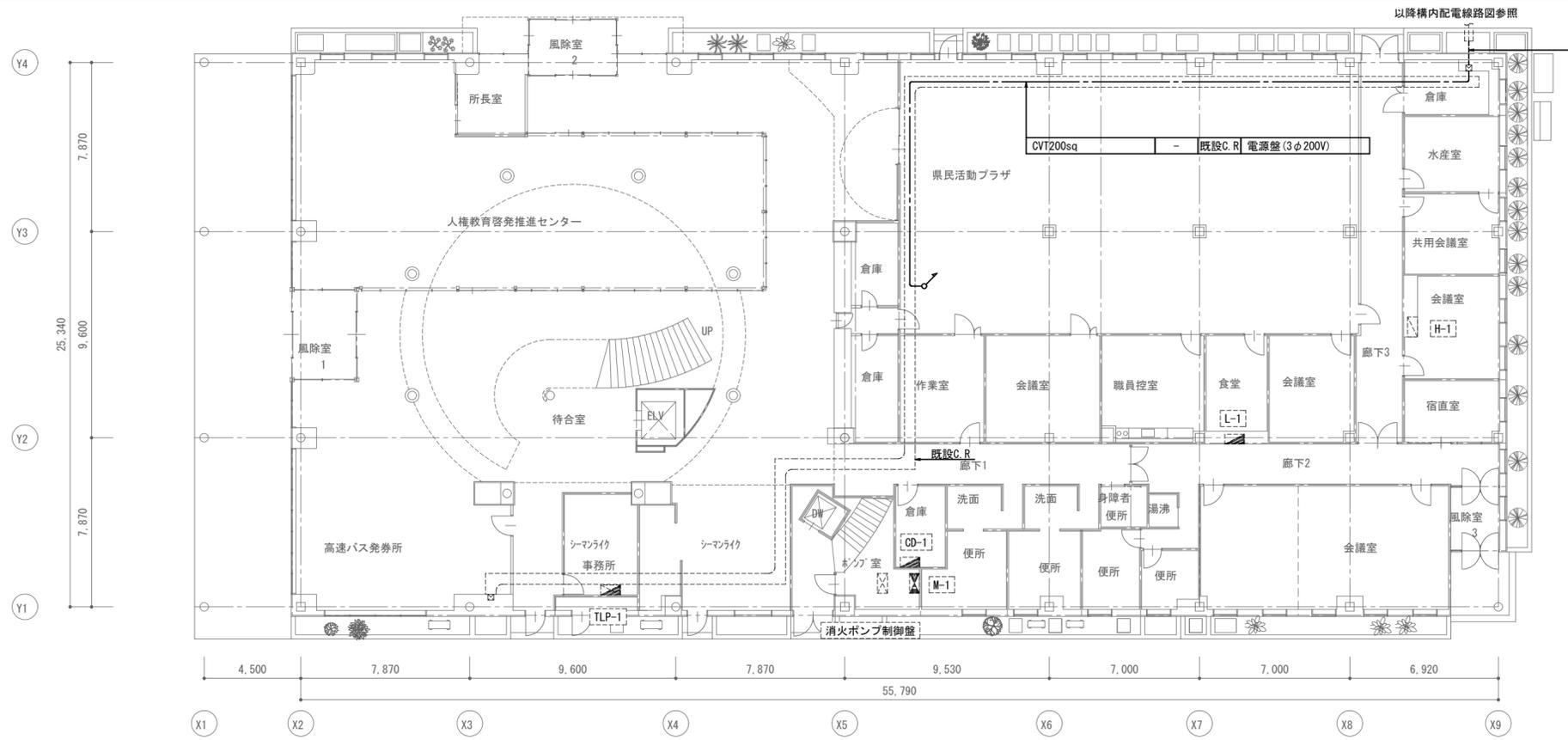
本体(箱体)仕様

| | | |
|---------|--------|-----------|
| 本体 | SUS304 | 2.0t |
| 操作扉 | SUS304 | 2.0t |
| 内側パネル | SUS304 | 2.0t |
| 部品取付金具他 | 7mm厚鋼板 | 1.0t~2.3t |
| ベース | SUS304 | 3.0t |
| 塗装 | 白色耐塩塗装 | |

照明灯仕様(重耐塩仕様)

| | |
|------|--------------------------|
| 機能 | 屋外・防雨・防湿仕様 |
| 性能 | 防水・防塵性能: IP65 |
| 本体 | アルミダイカスト(アノード塗装) |
| グローブ | ガラス(乳白艶消し) |
| 定格電力 | 消費電力8W AC100V/14VA |
| LED | LED8W 演色性Ra83 電球色(2700K) |
| 光源寿命 | 40000時間(交換不可) |

| | | | | |
|------------|----|--|---------------|--|
| 徳島県土整備部管轄課 | | ●工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 受変電設備改修工事 | ●図面番号 E-06 | 阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 善地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代) |
| 設計 R8.1 | 竣工 | ●図面名 パワーポスト仕様 | ●縮尺 1/20 | |

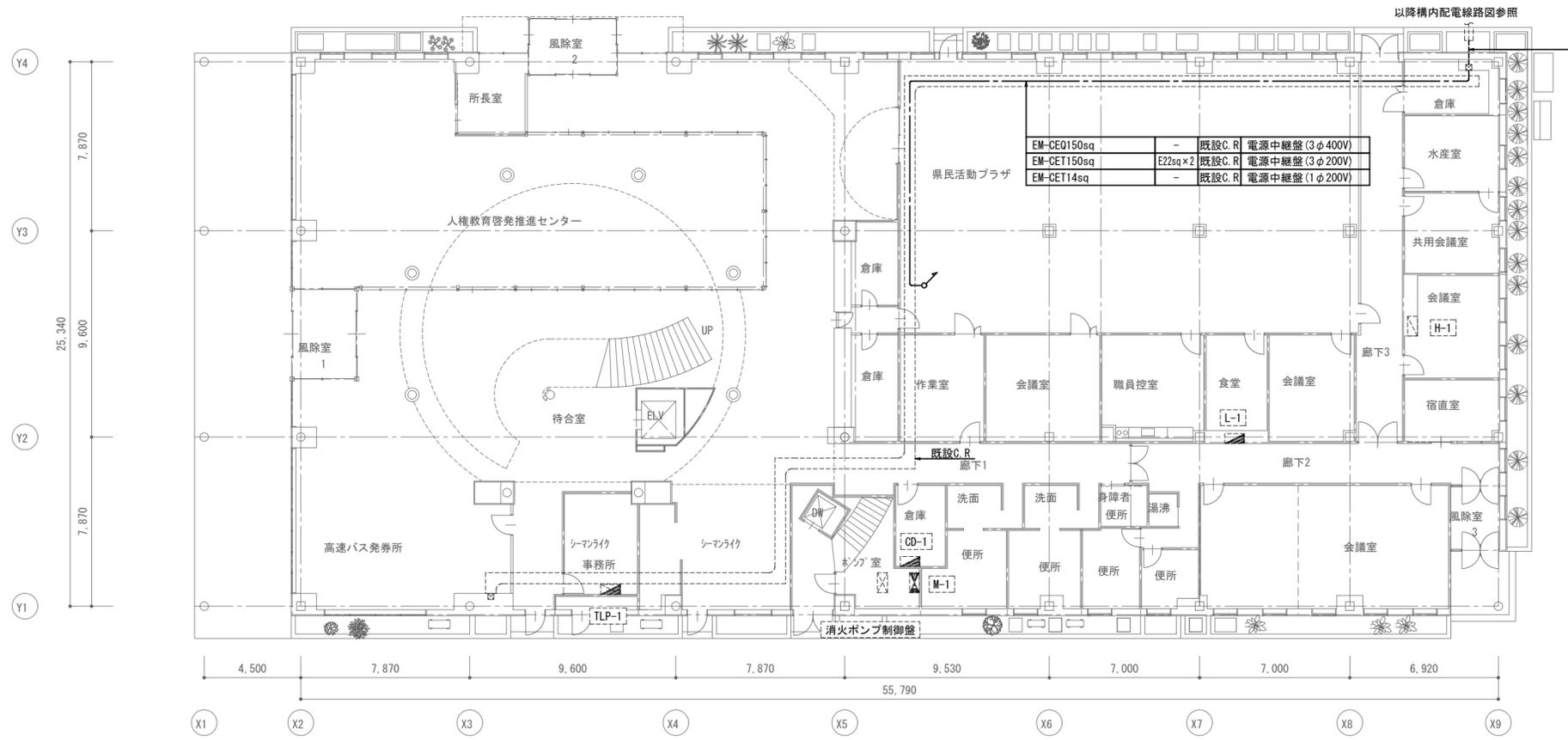


| | | | |
|----------|---|-------|--------------|
| CVT200sq | - | 既設G82 | 電源盤 (3φ200V) |
|----------|---|-------|--------------|

| 凡例 | | |
|----|--------|-------|
| 記号 | 名称 | 規格・仕様 |
| ☒ | フルボックス | 既設 |

特記事項

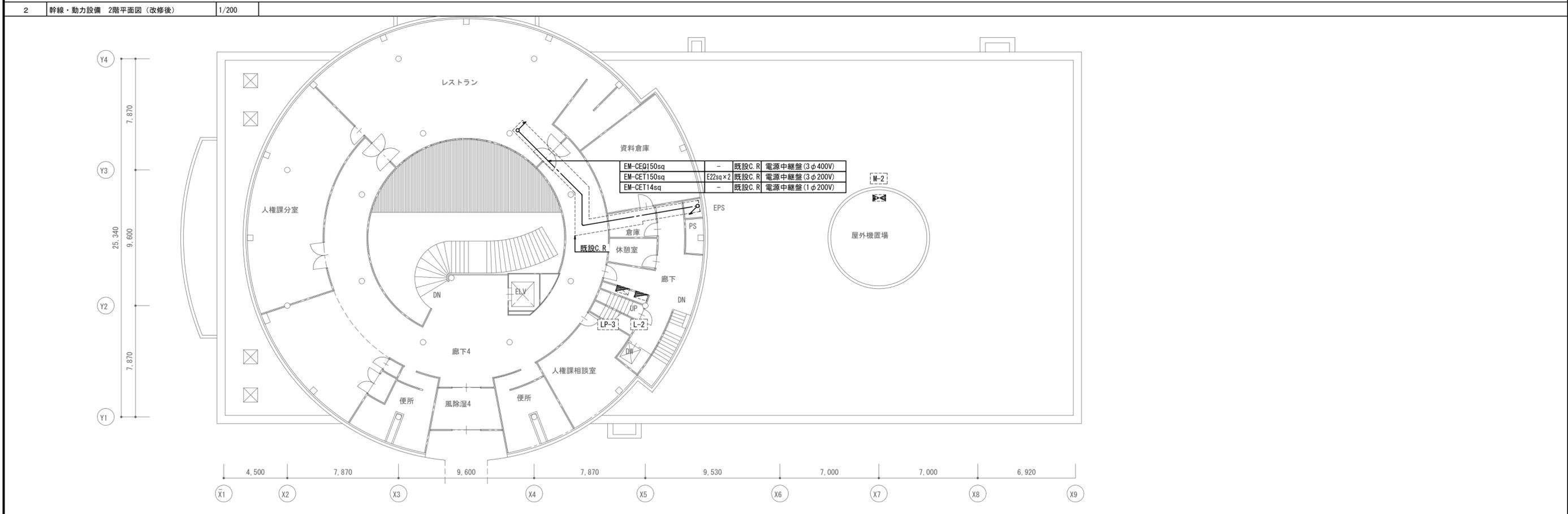
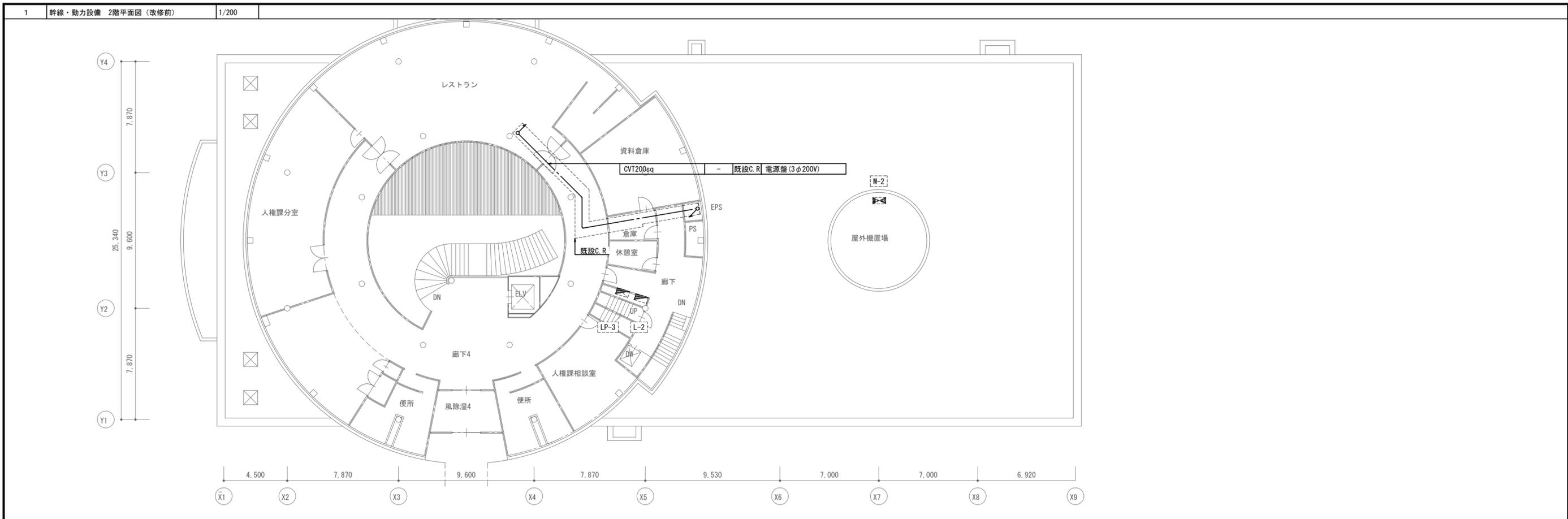
- 特記事項の適用範囲は幹線・動力設備に関する図面とする。
- 太線は撤去を示し、細破線は残置を示す。但し、保護管は残置とする。



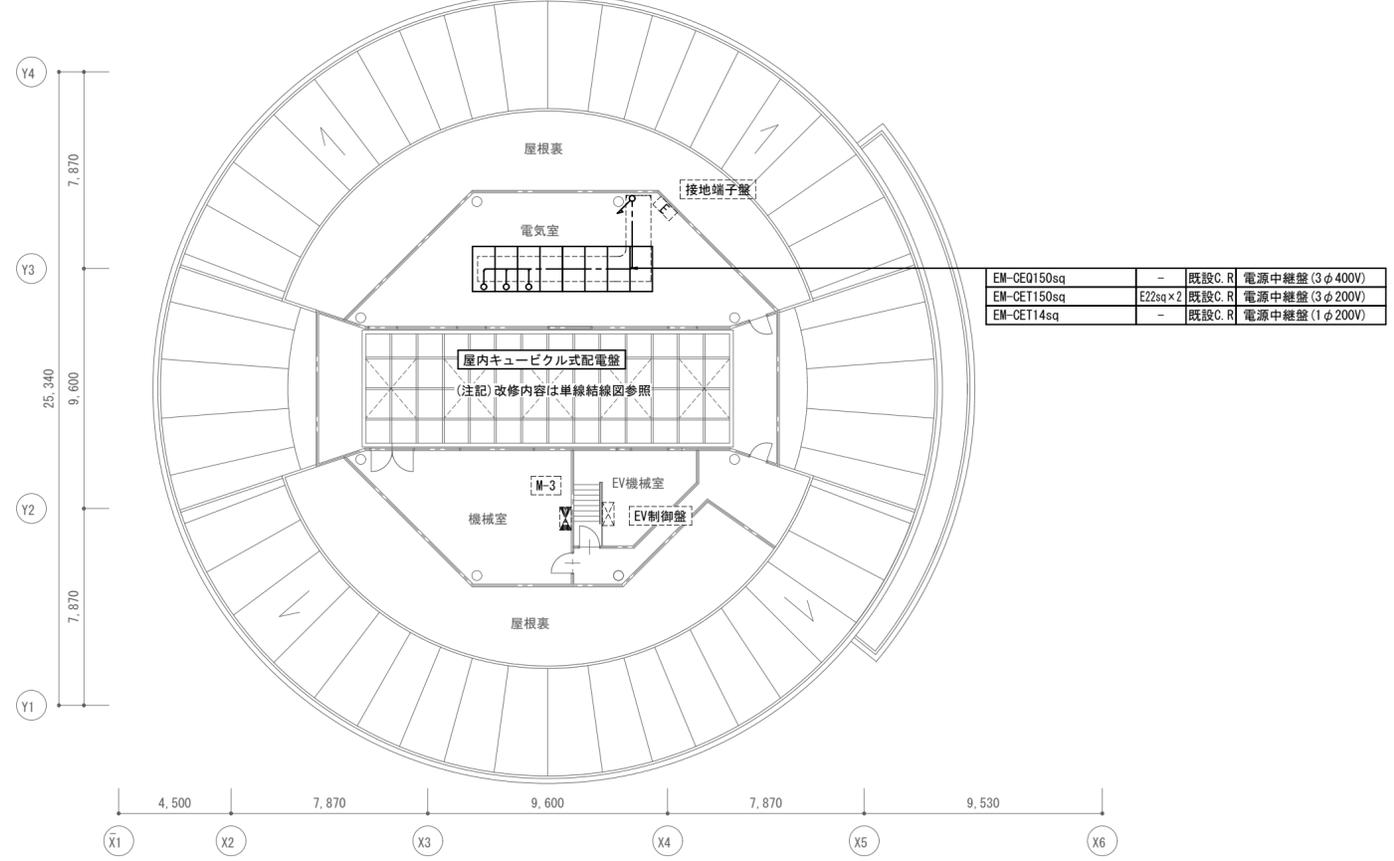
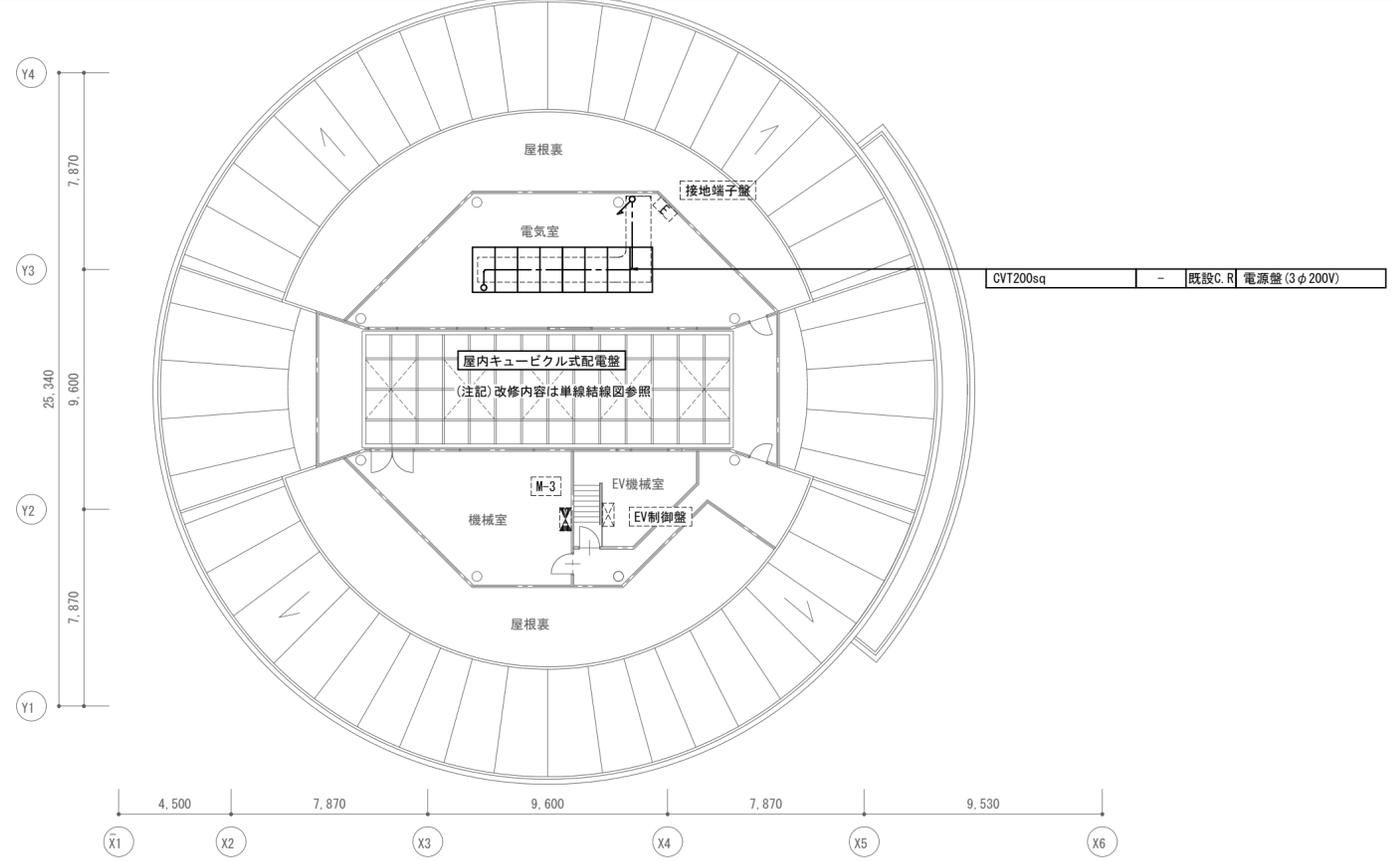
| | | | |
|-------------|---------|-------|----------------|
| EM-CE0150sq | - | 既設G82 | 電源中継盤 (3φ400V) |
| EM-CET150sq | E22sq×2 | 既設G70 | 電源中継盤 (3φ200V) |
| EM-CET14sq | - | 既設G70 | 電源中継盤 (1φ200V) |

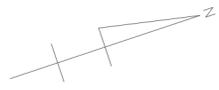
特記事項

- 特記事項の適用範囲は幹線・動力設備に関する図面とする。
- 太線は新設を示し、細破線は既設流用を示す。



| | | | | |
|------------|----|---|---------------|---|
| 徳島県土整備部営繕課 | | ●工事名 R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事 | ●図面番号 E-08 | 阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 善地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代) |
| 設計 R8.1 | 竣工 | ●図面名 幹線・動力設備 2階平面図 (改修前・改修後) | ●縮尺 1/200 | |





給電ボックス仕様(参考)
キャビネット形式: T(WP)
参考寸法: W700×D300×H750
支持ポスト共撤去

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------|
| CV60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| CV38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |

| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------|
| CV60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| CV38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |

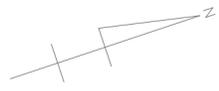
| | | | |
|-----------|---|-------|-----------------|
| CV60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| CV38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |
| CV60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| CV38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |

| | | | |
|--------------|---|----|-----------------|
| 2PNCT60sq-3C | - | 架空 | 給電ボックス西(3φ200V) |
| 2PNCT38sq-3C | - | 架空 | 給電ボックス西(1φ200V) |
| 2PNCT60sq-3C | - | 架空 | 給電ボックス西(3φ200V) |
| 2PNCT38sq-3C | - | 架空 | 給電ボックス西(1φ200V) |

こう長L=7m, たるみD=3m程度, スパイラルチューブ巻き

| | | | |
|--------------|---|-------|-----------------|
| 2PNCT60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| 2PNCT38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |
| 2PNCT60sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(3φ200V) |
| 2PNCT38sq-3C | - | 既設C.R | 給電ボックス西(1φ200V) |

引込盤経由でトレンチ内のケーブルラックへ引下げ



| | | | |
|---------------|--------|-------|-----------------|
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト1(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト1(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト1(1φ100V) |

| | | | |
|---------------|--------|-------|-----------------|
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト2(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト2(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト2(1φ100V) |

| | | | |
|---------------|--------|-------|-----------------|
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト1(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト1(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト1(1φ100V) |
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト2(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト2(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト2(1φ100V) |

| | | | |
|---------------|--------|----|-----------------|
| EM-CEQ38sq | - | 架空 | パワーポスト1(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 架空 | パワーポスト1(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 架空 | パワーポスト1(1φ100V) |
| EM-CEQ38sq | - | 架空 | パワーポスト2(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 架空 | パワーポスト2(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 架空 | パワーポスト2(1φ100V) |

こう長L=7m, たるみD=3m程度, スパイラルチューブ巻き

| | | | |
|---------------|--------|-------|-----------------|
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト1(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト1(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト1(1φ100V) |
| EM-CEQ38sq | - | 既設C.R | パワーポスト2(3φ400V) |
| EM-CET38sq | E5.5sq | 既設C.R | パワーポスト2(3φ200V) |
| EM-CE5.5sq-2C | - | 既設C.R | パワーポスト2(1φ100V) |

引込盤経由でトレンチ内のケーブルラックへ引下げ

配管・配線リスト

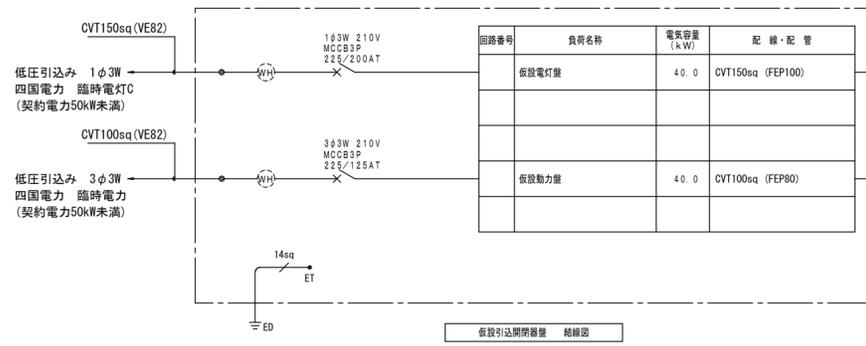
| ① | ② | ③ | 品名 | 仕様 | 数量 | 備考 |
|---|---|---|---------------|--------|-------|-----------------|
| | | | EM-CEQ38sq | - | 新設C.R | パワーポスト1(3φ400V) |
| | | | EM-CET38sq | E5.5sq | 新設C.R | パワーポスト1(3φ200V) |
| | | | EM-CE5.5sq-2C | - | 新設C.R | パワーポスト1(1φ100V) |
| | | | EM-CEQ38sq | - | 新設C.R | パワーポスト2(3φ400V) |
| | | | EM-CET38sq | E5.5sq | 新設C.R | パワーポスト2(3φ200V) |
| | | | EM-CE5.5sq-2C | - | 新設C.R | パワーポスト2(1φ100V) |
| | | | EM-CET14sq | - | 新設C.R | ホイスト制御盤電源 |
| | | | EM-CEQ38sq | - | F63 | パワーポスト1(3φ400V) |
| | | | EM-CET38sq | E5.5sq | F63 | パワーポスト1(3φ200V) |
| | | | EM-CE5.5sq-2C | - | F63 | パワーポスト1(1φ100V) |
| | | | EM-CEQ38sq | - | F63 | パワーポスト2(3φ400V) |
| | | | EM-CET38sq | E5.5sq | F63 | パワーポスト2(3φ200V) |
| | | | EM-CE5.5sq-2C | - | F63 | パワーポスト2(1φ100V) |
| | | | EM-CET14sq | - | F50 | ホイスト制御盤電源 |

ホイスト制御盤用開閉器1次側に新設ケーブルを接続

(単相電気容量算定根拠)
 一般電灯における2022年4月から2025年10月の最大電流は154Aである。
 よって最大使用電力は、 $154A \times 210V = 32.4kVA$ となる。
 ∴想定負荷容量は余裕を見て40kVAとする。

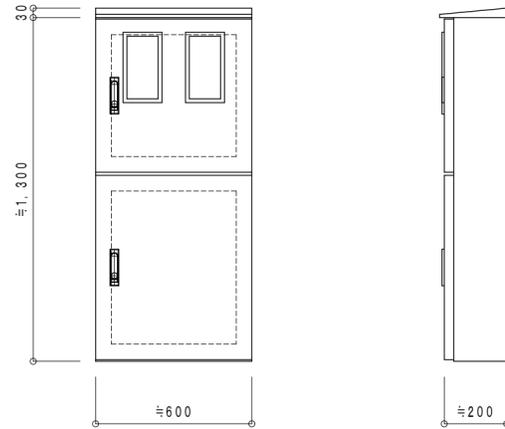
(三相電気容量算定根拠)
 一般動力における2022年4月から2025年10月の最大電流は95Aである。
 よって最大使用電力は、 $95A \times 210V \times 1.732 \times 0.9 = 31.1kW$ となる。
 ∴想定負荷容量は余裕を見て40kWとする。

(幹線毎の電気容量算定根拠)
 想定電気容量40.0kVAを上限として、各盤の既設主幹容量を勘案し、容量を分配した。
 ただし各回路の設計電流は需要率のばらつきを鑑みて
 算出した電気容量の2倍を許容するものとする。

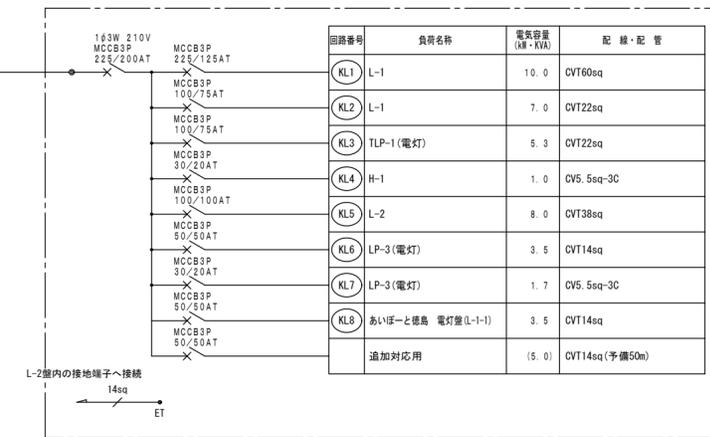


仮設引込開閉器盤 総線図

| 分電盤名称 | | 仮設引込開閉器盤 | |
|----------|---------|-----------|------|
| キャビネット形式 | | T (W/P) | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | |
| | 相線 | 1φ3W | 3φ3W |
| | 電圧 | 200V-105V | 200V |
| 負荷容量 | 40.0kVA | 40.0kW | |
| 主幹器具 | 定格電流 | 200A | 125A |
| | 定格遮断容量 | - | - |
| 備考 | | | |

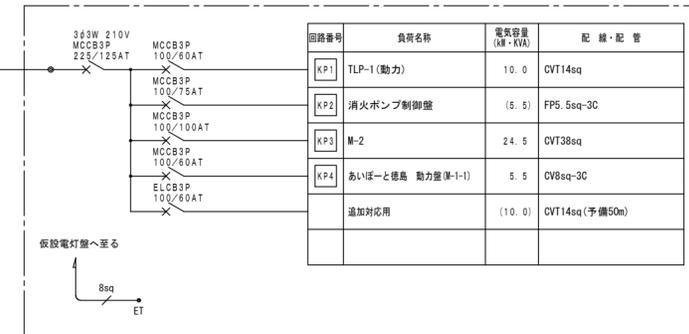


仮設引込開閉器盤 参考姿図



仮設電灯盤

| 分電盤名称 | | 仮設電灯分岐盤 | |
|----------|---------|-------------------|--|
| キャビネット形式 | | 合成樹脂製汎用ボックス-CA200 | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | |
| | 相線 | 1φ3W | |
| | 電圧 | 210V-105V | |
| 負荷容量 | 40.0kVA | | |
| 主幹器具 | 定格電流 | - | |
| | 定格遮断容量 | - | |
| 備考 | | | |

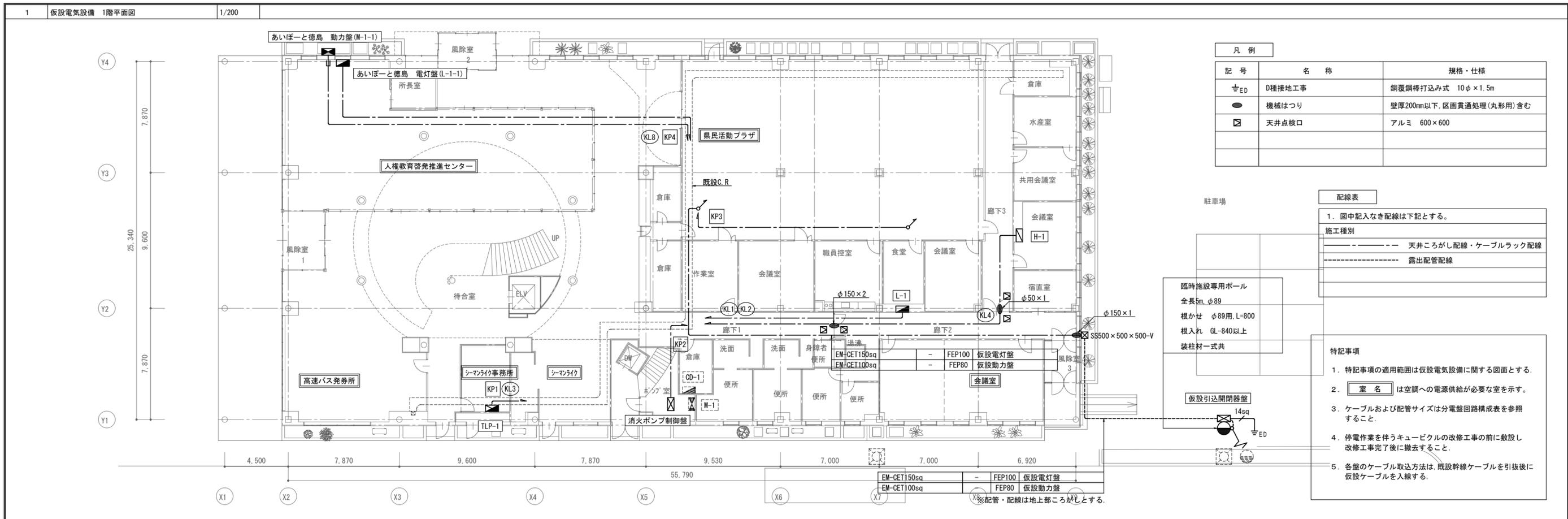


仮設動力盤

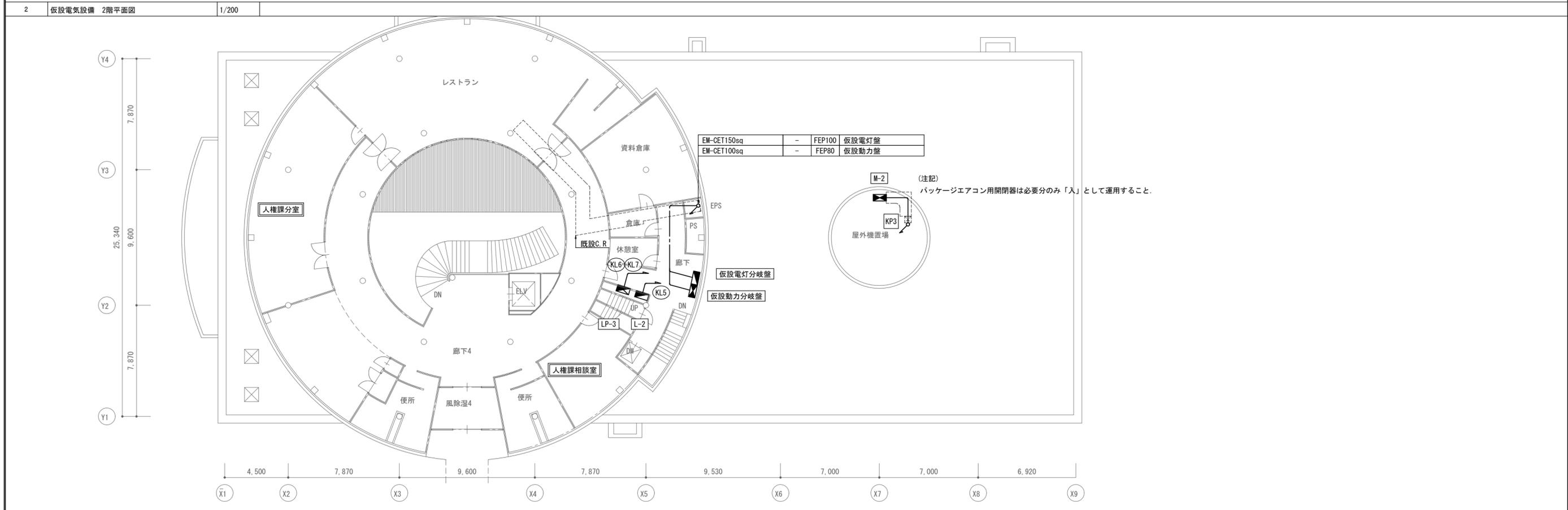
| 分電盤名称 | | 仮設電灯分岐盤 | |
|----------|--------|-------------------|--|
| キャビネット形式 | | 合成樹脂製汎用ボックス-CA200 | |
| 電気方式 | 種別 | 常用回路 | |
| | 相線 | 3φ3W | |
| | 電圧 | 210V | |
| 負荷容量 | 40.0kW | | |
| 主幹器具 | 定格電流 | - | |
| | 定格遮断容量 | - | |
| 備考 | | | |

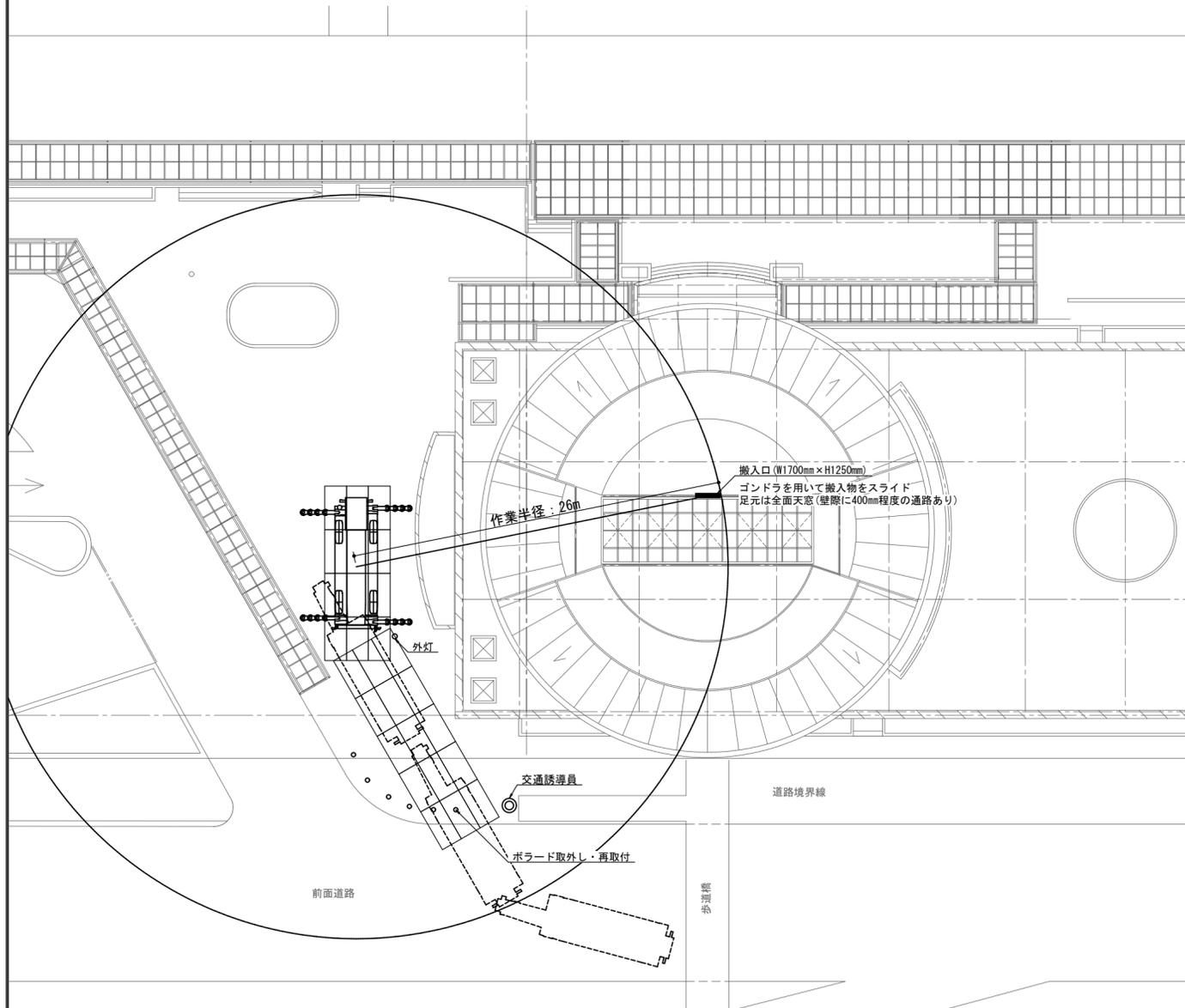
特記事項

- 仮設電気工事着手前に施設の利用状況を調査し、状況に応じた設備の構築に努めること。
- 動力負荷においては、エレベータ、ダムウエーダ、特記なき空調設備は利用停止とできる。

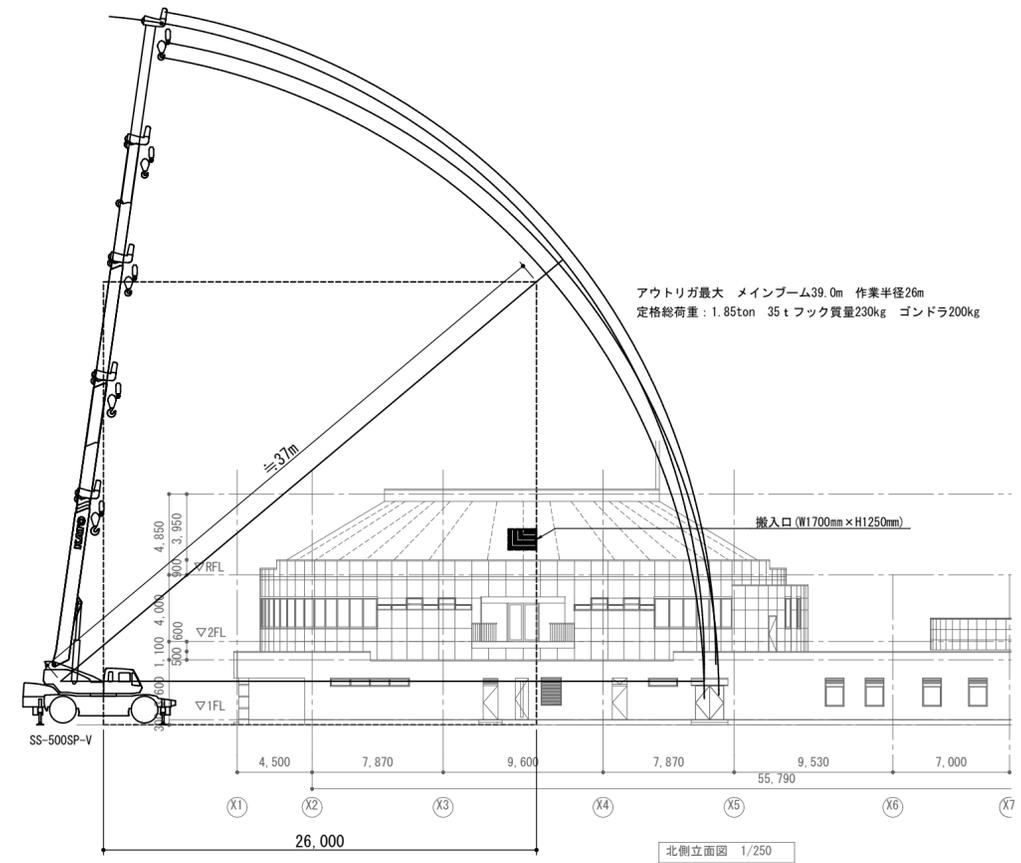


- 特記事項
- 特記事項の適用範囲は仮設電気設備に関する図面とする。
 - 室名は空調への電源供給が必要な室を示す。
 - ケーブルおよび配管サイズは分電盤回路構成表を参照すること。
 - 停電作業を伴うキュービクルの改修工事の前に敷設し、改修工事完了後に撤去すること。
 - 各盤のケーブル取込方法は、既設幹線ケーブルを引抜後に仮設ケーブルを入線する。





(注記) :敷き鉄板(4.5m/枚)を示す.



| 最大寸法(重量)の搬入物(参考値) | 搬出 | 搬入 | 重量 | 寸法 |
|--------------------------|----|----|---------|----------------------------|
| モールド変圧器 3φ3W 210V 300kVA | | ○ | 1,140kg | W1,035mm × D595mm × H990mm |

モールド変圧器は分割・組立搬入を想定する。尚、上記参考値は完成品を示す。

特記事項

- 当該図面は受変電設備の改修に伴う、機器の搬入に関する揚重計画である。
- ラフタークレーンの通行部は敷き鉄板養生をすること。

| | | |
|------------|---------|----|
| 徳島県土整備部営繕課 | 設計 R8.1 | 竣工 |
|------------|---------|----|

| |
|--|
| ●工事名 R8営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲2 受変電設備改修工事 |
| ●図面名 (参考) 揚重計画 |

| | |
|---------------|--------------|
| ●図面番号 E-13 | ●縮尺 1/300 |
|---------------|--------------|

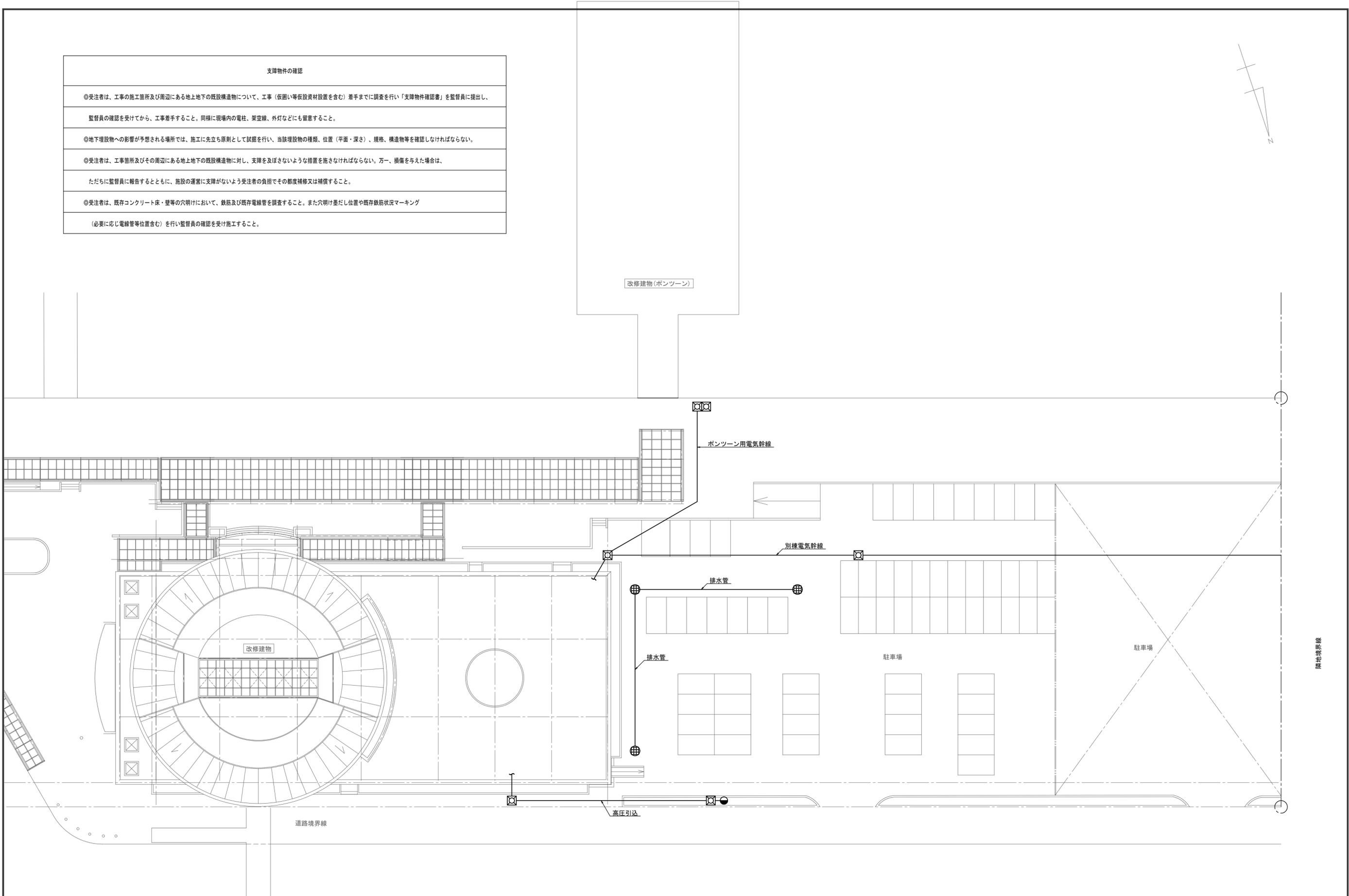
| |
|---|
| 阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 善地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代) |
|---|

工事工程表 (参考)

| 工種 | 項目 | 経過月 | | 令和8年5月 | | 令和8年6月 | | 令和8年11月 | | 令和8年12月 | | 令和9年1月 | | 令和9年2月 | | 令和9年3月 | | 令和9年4月 | | 令和9年5月 | | |
|-------|------------------------|-----|----|--------|----|--------|----|---------|----|---------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|--------|----|---|
| | | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | 15 | 30 | |
| 共通 | 契約・現地調査 | | ○ | → | | | | | ▼ | | | | | | | | | | | | | |
| | 施工計画書・施工図作成 | | | | → | | | | | | | | | | | | | | | | | → |
| 構内経路 | 機材承諾図・機器発注 | | | → | | | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電源中継盤・パワーポスト | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電線管・ケーブル工事他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受変電設備 | 機材承諾図・機器発注 | | | → | | | | → | | | | | | | | | | | | | | |
| | 屋内キュービクル式配電盤 盤内改修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 試運転調整・検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仮設工事 | 臨時低圧引込み | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 電線管・ケーブル工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

竣工・引き渡し

| 支障物件の確認 |
|---|
| ◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。同様に現場内の電柱、架空線、外灯などにも留意すること。 |
| ◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試験を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。 |
| ◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその修復又は補償すること。 |
| ◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴明けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴明け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。 |



| | | | | |
|------------|----|---|---------------|---|
| 徳島県土整備部営繕課 | | ●工事名 R 8 営繕 沖洲マリンターミナル 徳・東沖洲 2 受変電設備改修工事 | ●図面番号 E-15 | 阿波ミライズ設備設計 株式会社 建築設備士登録番号 第29E1-0339P号 八田知樹 〒770-0854 徳島市徳島本町2丁目4-0 番地徳島本町ビル3階 TEL:088-677-9525 (代) |
| 設計 R8.1 | 竣工 | ●図面名 支障物件確認図 | ●縮尺 1/300 | |